

(別紙) 平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後

(017 更正の請求書(単体申告用)(平成30年4月1日前終了事業年度分))

		更正の請求書 (単体申告用)		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿		〒 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	〒 電 話 () - ①	〒 業	
国税通則法第23条 法人税法第30条の2 地方法人税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に 至平成 年 月 日(課税事業年度)の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。					
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額		
所 得	所得金額又は欠損金額	円	円		
	同上の 内 訳 軽減税率適用所得金額 その他の金額(1-2)	1	2	3	4
法 人 税 額	法人税額の特別控除額	5	6	7	8
差 引	差引法人税額(4-5)	9	10	11	12
土 地 譲 渡 利 益 金	課税土地譲渡利益金額	13	14	15	16
留 保 金	課税留保金額	17	18	19	20
使 途 秘 匿 金	課税秘匿金額	21	22	23	24
法人税額計(6+7+9+11+13)		25	26	27	28
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		29	30	31	32
控 除 税 額		33	34	35	36
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		37	38	39	40
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額		41	42	43	44
差 引	納付すべき法人税額	45	46	47	48
	還 付 金 額	49	50	51	52
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		53	54	55	56
課税標準 法人税額の計算	基準法人 所得の金額に対する法人税額 課税留保金額に対する法人税額 課税標準法人税額(22+23)	57	58	59	60
(22)に係る地方法人税額		61	62	63	64
(23)に係る地方法人税額		65	66	67	68
所得地方法人税額(25+26)		69	70	71	72
外 国 税 額 の 控 除 額		73	74	75	76
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		77	78	79	80
差引地方法人税額(27-28-29)		81	82	83	84
中 間 申 告 分 の 地 方 法 人 税 額		85	86	87	88
差 引	納付すべき地方法人税額	89	90	91	92
	還 付 金 額	93	94	95	96
(更正の請求をする理由等)					
修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類			
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日				
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿
					備考
		通信 日付印	年 月 日	確認 印	

30.06改正

(平成30年4月1日前終了事業年度分)

改 正 前

(017 更正の請求書(単体申告用))

		更正の請求書 (単体申告用)		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿		〒 納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	〒 電 話 () - ①	〒 業	
国税通則法第23条 法人税法第30条の2 地方法人税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に 至平成 年 月 日(課税事業年度)の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。					
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額		
所 得	所得金額又は欠損金額	円	円		
	同上の 内 訳 軽減税率適用所得金額 その他の金額(1-2)	1	2	3	4
法 人 税 額	法人税額の特別控除額	5	6	7	8
差 引	差引法人税額(4-5)	9	10	11	12
土 地 譲 渡 利 益 金	課税土地譲渡利益金額	13	14	15	16
留 保 金	課税留保金額	17	18	19	20
使 途 秘 匿 金	課税秘匿金額	21	22	23	24
法人税額計(6+7+9+11+13)		25	26	27	28
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		29	30	31	32
控 除 税 額		33	34	35	36
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		37	38	39	40
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額		41	42	43	44
差 引	納付すべき法人税額	45	46	47	48
	還 付 金 額	49	50	51	52
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		53	54	55	56
課税標準 法人税額の計算	基準法人 所得の金額に対する法人税額 課税留保金額に対する法人税額 課税標準法人税額(22+23)	57	58	59	60
(22)に係る地方法人税額		61	62	63	64
(23)に係る地方法人税額		65	66	67	68
所得地方法人税額(25+26)		69	70	71	72
外 国 税 額 の 控 除 額		73	74	75	76
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		77	78	79	80
差引地方法人税額(27-28-29)		81	82	83	84
中 間 申 告 分 の 地 方 法 人 税 額		85	86	87	88
差 引	納付すべき地方法人税額	89	90	91	92
	還 付 金 額	93	94	95	96
(更正の請求をする理由等)					
修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類			
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日				
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿
					備考
		通信 日付印	年 月 日	確認 印	

27.06改正

改 正 後

(017 更正の請求書(単体申告用)(平成30年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額又は課税事業年度地方税法額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。）。
- 2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(017 更正の請求書(単体申告用))

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第16項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額又は課税事業年度地方税法額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 16 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。）。
- 2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(018 更正の請求書(単体申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

(018 更正の請求書(単体申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用)		※整理番号	
<div style="text-align: center;">  平成 年 月 日 税務署長殿 </div>	納税地	〒 _____ 電話() - _____	
	(フリガナ) 法人名等		
	法人番号	_____	
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ ④	
	代表者住所	〒 _____	
事業種目	_____ 業		
国税通則法第23条 法人税法第30条の2 地方法人税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に 至平成 年 月 日(課税事業年度)の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。			
記			
区 分		この請求前の金額	
法人税額	所得	1 所得金額又は欠損金額	円
	内訳	2 軽減税率適用所得金額	
		3 その他の金額(1-2)	
		4 法人税額	
	5 法人税額の特別控除額		
	6 差引法人税額(4-5)		
	7 連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		
	土地譲渡利益金	8 課税土地譲渡利益金額	
		9 同上に対する税額	
	留保金	10 課税留保金額	
		11 同上に対する税額	
	使途秘匿金	12 使途秘匿金額	
		13 同上に対する税額	
	14 法人税額計(6+7+9+11+13)		
	15 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		
	16 控除税額		
	17 差引所得に対する法人税額(14-15-16)		
	18 中間申告分の法人税額		
	差引	19 納付すべき法人税額	
		20 還付金額	
21 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金			
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	22 基準法人 所得の金額に対する法人税額	
		23 課税留保金額に対する法人税額	
	24 課税標準法人税額(22+23)		
	25 (22)に係る地方法人税額		
	26 (23)に係る地方法人税額		
	27 所得地方法人税額(25+26)		
	28 外国税額の控除額		
	29 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		
	30 差引地方法人税額(27-28-29)		
	31 中間申告分の地方法人税額		
差引	32 納付すべき地方法人税額		
	33 還付金額		
(更正の請求をする理由等)			
修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 金庫・組合 _____ 出張所 漁協・農協 _____ 本所・支所 預金 _____ 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	
		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____	
税理士署名押印	_____ ④		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	
	業種 番号	番号	
	整理 簿	備考	
	通信 日付印	年月日	
		確認 印	

(新設)

改 正 後

(018 更正の請求書(単体申告用)(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額又は課税事業年度地方法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(018 更正の請求書(単体申告用)(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改正後

(019 更正の請求書(外国法人用))

更正の請求書
(外国法人用)

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納税地		
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	代表者氏名	電話 () -
	法人名等	国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名	⑥
	法人番号	事業種目	業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分	①恒久的施設等所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	円	円	円	円
所得内訳				
軽減税率適用所得金額				
その他の金額(1-2)				
法人税額				
法人税額の特別控除額				
差引法人税額(4-5)				
リース特別控除戻戻税額等				
用途税置金に対する税額				
法人税額計(6+7+8)				
控除税額				
差引所得に対する法人税額(9-10)				
控除しきれなかった金額				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
12①のうち		円		円
その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額				
控除しきれなかった金額(12①-14)				
12②のうち				
恒久的施設等所得に係る法人税額から控除できる金額				
控除しきれなかった金額(12②-16)				
合計(11①-16)+(11②-14)				
中間申告分の法人税額				
差引 納付すべき法人税額				
差引 還付金額				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)		円		円
所得地方法人税額				
外国税額の控除額				
差引地方法人税額(23-24)				
中間申告分の地方法人税額				
差引 納付すべき地方法人税額				
差引 還付金額				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印
----------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-------	-----

30.06 改正

改正前

(018 更正の請求書(外国法人用))

更正の請求書
(外国法人用)

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納税地		
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	代表者氏名	電話 () -
	法人名	事業責任者氏名	⑥
	法人番号	事業種目	業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分	①恒久的施設等所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	円	円	円	円
所得内訳				
軽減税率適用所得金額				
その他の金額(1-2)				
法人税額				
法人税額の特別控除額				
差引法人税額(4-5)				
リース特別控除戻戻税額等				
用途税置金に対する税額				
法人税額計(6+7+8)				
控除税額				
差引所得に対する法人税額(9-10)				
控除しきれなかった金額				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
12①のうち		円		円
その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額				
控除しきれなかった金額(12①-14)				
12②のうち				
恒久的施設等所得に係る法人税額から控除できる金額				
控除しきれなかった金額(12②-16)				
合計(11①-16)+(11②-14)				
中間申告分の法人税額				
差引 納付すべき法人税額				
差引 還付金額				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)		円		円
所得地方法人税額				
外国税額の控除額				
差引地方法人税額(23-24)				
中間申告分の地方法人税額				
差引 納付すべき地方法人税額				
差引 還付金額				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印
----------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-------	-----

28.06

改 正 後

(019 更正の請求書(外国法人用))

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等

- 1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年(平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年)以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
 - (4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法145第条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(018 更正の請求書(外国法人用))

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等

- 1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
 - (4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法145第条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

①

預貯金等の内訳書

金融機関名	支店名	種 類	口 座 番 号	期 末 現 在 高			摘 要
				百 万	千	円	
計							

(注) 1. 取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 2. 預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人〇〇〇〇」のようにその名義人を記入してください。

改 正 前

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

②

受取手形の内訳書

振 出 人	振出年月日	支払期日	支 払 銀 行		金 額 百 千 円	割引銀行名 及び支店名等	摘 要
			名 称	支 店 名			
計							

(注) 1. 一取引先からの受取手形の総額が100万円以上のもの(100万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 なお、一括して記入するものうち、割引したものについては割引銀行ごとに区分して記入してください。
 2. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 金額の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には100万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
 ② 金額を自社の支店又は事業所等で記入(支店又は事業所等の名称を「振出人」欄に記入するとともに、「金額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(100万円未満のものも含む合計金額)を記入)
 3. 上記2②の記載方法による場合には、次の4.5.6を記入しなくても差し支えありません。
 4. 融通手形については、各別に記入し「摘要」欄にその旨を記入してください。
 5. 為替手形の場合は、引受人の氏名及び住所を「摘要」欄に記入してください。
 6. 差出人と債務者とが異なる場合には、その債務者の氏名及び住所を「摘要」欄に記入してください。
 7. 「割引銀行名及び支店名等」欄には、割引銀行名及び支店名又は裏書譲渡先名を記入してください。

改 正 前

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

④

仮払金 (前渡金) の内訳書

科 目	相 手 先		期 末 現 在 高	摘 要
	名称(氏名)	所在地 (住所)		
			百万 千 円	

(注) 1. 「科目」欄には、仮払金、前渡金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。
 3. 相手先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
 4. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 期末現在高の多額なものを100口についてのみ記入 (この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)。
 なお、相手先が「役員、株主又は関係会社」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入 (支店又は事業所等の名称を「名称 (氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額 (50万円未満のものも含む合計金額) を記入)。
 なお、記載口数が100口を超えるか否かは、仮払金と前渡金との合計口数で判断してください。
 5. 「摘要」欄には、例えば「機械設備の購入手付金」、「仮払税金」等と記入してください。
 なお、上記4②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

貸付金及び受取利息の内訳書

貸 付 先	期 末 現 在 高	期 中 の 受 取 利 息 額	利 率	担 保 の 内 容		
					名称(氏名)	所在地 (住所)
計						

(注) 1. 貸付先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 2. 貸付先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
 また、「期末現在高がないものであっても期中の受取利息額 (未取利息を含みます。) が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
 3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 期末現在高の多額なものを100口についてのみ記入 (この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)。
 なお、「貸付先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の受取利息額 (未取利息を含みます。) が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入 (支店又は事業所等の名称を「名称 (氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の受取利息額」欄にその支店又は事業所等の合計金額 (50万円未満のものも含む合計金額) を記入)。
 4. 「利率」欄には、同一の貸付先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における受取利息の利率を記入してください。

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑤

棚卸資産(商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品)の内訳書

科 目	品 目	数 量	単 価	期 末 現 在 高		摘 要
				<small>円</small>	<small>千 円</small>	
計						

(注) 1. 「科目」欄には、商品又は製品、半製品、仕掛品(半成工事を含みます。)、原材料、貯蔵品、作業くず、副産物等のように入記してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 2. 「品目」欄には、例えば「紳士用草靴」のように記入し、それ以上細分して記入しなくても差し支えありません。
 3. 評価換えを行った場合には、「摘要」欄に「評価損〇〇〇円」のようにその評価増減額を記入してください。

改 正 前

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑦

固定資産(土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。)の内訳書

種類・構造	用途	面積 ㎡	期末現在高 <small>百万 千 円</small>	期中取得(処分)の明細			
				異 動 年 月 日	取得(処分)価額 <small>百万 千 円</small>	売却(購入)先の名称(氏名)	売却物件の 取得年月
物件の所在地			異 動 事 由	異動直前の帳簿価額 <small>百万 千 円</small>	売却(購入)先の所在地(住所)		

(注) 1. 「期中取得(処分)の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において売却、購入又は評価換えを行った場合に記入してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 2. 同一種類又は同一所在地のものについて、多数の売却先又は購入先がある場合には、売却先又は購入先ごとに記入してください。
 3. 外国法人又は非居住者から購入したものについては、「売却(購入)先の所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑧

支払手形の内訳書

支 払 先	振出年月日	支払期日	支 払 銀 行		金 額			摘 要
			名 称	支 店 名	百 万	千	円	
計								

(注) 1. 一取引先に対する支払手形の総額が100万円以上のもの(100万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 2. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 金額の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には100万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
 ② 金額を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「支払先」欄に記入するとともに、「金額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(100万円未満のものも含む合計金額)を記入)
 3. 融通手形については、各別に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。
 なお、上記2②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

後

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑨

買掛金 (未払金・未払費用) の内訳書

科目	相手先		期末現在高			摘要
	名称 (氏名)	所在地 (住所)	百万	千	円	
計						

- (注) 1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの (50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度) については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 3. 上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入 (この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入 (支店又は事業所等の名称を「名称 (氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額 (50万円未満のものも含む合計金額) を記入)
 なお、記載口数が100口を超えるか否かは、買掛金、未払金及び未払費用との合計口数で判断してください。
 4. 未払金については、その取引内容を「摘要」欄に記入してください。
 なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。
 5. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与 (使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。) のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

未払配当金	支払確定年月日	期末現在高			未払役員賞与	支払確定年月日	期末現在高		
		百万	千	円			百万	千	円

改正前

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑩

仮受金 (前受金・預り金) の内訳書

科目	相手先			期末現在高			摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)	法人・代表者との関係	百万	千	円	

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。
 3. 相手先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
 4. 上記2による記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 期末現在高の多額なものを100口についてのみ記入 (この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入) なお、相手先が「役員、株主又は関係会社」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所等で記入 (支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄にその支店又は事業所等の合計金額 (50万円未満のものも含む合計金額) を記入) なお、記載口数が100口を超えるか否かは、仮受金、前受金及び預り金との合計口数で判断してください。
 5. 「摘要」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
 なお、上記4②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。
 6. 社内預金である場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「摘要」欄には期中の支払利息額 (未払利息を含みます。) をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

支払年月	所得の種類	期末現在高			支払年月	所得の種類	期末現在高		
		百万	千	円			百万	千	円

- (注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

①

借入金及び支払利子の内訳書

借 入 先		期末現在高 百万 千 円	期中の支払利子額 円	利率 %	担保の内容 (物件の種類、数量、所在地等)
名称(氏名)	所在地(住所) 法人・代表者との関係				
計					

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新設)

(注) 1. 借入先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 2. 借入先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
 また、「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
 3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)なお、「借入先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の支払利子額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)
 4. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
 5. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑫

土地の売上高等の内訳書

区 分	商品の所在地		売 上 (仲介) 年・月	売 上 (仲介) 先	名 称 (氏 名) 所在地 (住所)	売 上 (仲 介) 面 積 ㎡	売 上 金 額 (仲 介 手 数 料)			売 上 商 品 の 取 得 年
	地 目	総 面 積 ㎡					百 万	千	円	

- (注) 1. 棚卸資産として保有している土地(土地の上に存する権利を含みます。)を売却した場合又は、土地等を仲介した場合に、取引金額の多額なものから各別に記入してください。
なお、記載口数が多い場合には、売上金額(仲介手数料)の多額なものから20口についてのみ記入しても差し支えありません。
- 2. 「区分」欄には、売上、仲介手数料の別を記入してください。
- 3. 土地付建物を売却又は仲介した場合で土地と建物の価額を区分経理していないときは、「売上金額(仲介手数料)」欄の上段にその価額の総額を記入してください。

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改正後

改正前

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑬

売上高等の事業所別内訳書

事業所の名称 所在地	責任者氏名 代表者との関係	事業等の内容	売上高			期末棚卸高			期末従 事員数 人	源泉所得 税納付額 千円	摘要
			百万	千	円	百万	千	円			
計											

(新 設)

(注) 1. 期中に開設又は廃止した事業所については、「摘要」欄にその旨及び年月日を記入してください。
 2. 「計」欄は、損益計算書の該当金額と一致するように記入してください。
 3. 「事業等の内容」欄には、事業所において営んでいる事業等の内容を具体的に記入してください。

改 正 後

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑭

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳										
役職名 担当業務	氏名 住所	代表者との関係 常勤・非常勤の別	役員 給与計	左の内訳				退職給与		
				使用人 職務分	使用人職務分以外					
					定期同額 給与	事前確定 届出給与	業績連動 給与		その他	
		百万 千 円		百万 千 円		百万 千 円		百万 千 円		
計										

人件費の内訳		
区分	総額	総額のうち代表者及びその家族分
	百万 千 円	百万 千 円
役員給与		
従業員	給与手当	
	賃金手当	
計		

(注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください (他の役員についての記入順は任意)。
 2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
 3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
 4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
 5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
 6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
 7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4.5.6以外の給与の金額を記入してください。
 8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価 (又は売上原価) に算入されるものを記入してください。

改 正 前

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑮

地代家賃等の内訳書

地 代 家 賃 の 内 訳				
地代・家賃 の区分	借地(借家)物件の用途	貸主の名称(氏名)	支払対象期間	摘 要
	所在地	貸主の所在地(住所)	支払賃借料 円	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	

権 利 金 等 の 期 中 支 払 の 内 訳

支払先の名称(氏名)	支払年月日	支払金額 百 万 千 円	権利金等の内容	摘 要
支払先の所在地(住所)				

- (注) 1. 借地又は借家に際して支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、支払賃借料又は支払金額の多額なものを100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。
3. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地(住所)」及び「支払先の所在地(住所)」の各欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名 称	支払先の名称(氏名)	契約期間	使 用 料 等		摘 要
	支払先の所在地(住所)		支払対象期間	支払金額 百 万 千 円	
		~	~		
		~	~		
		~	~		

- (注) 1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。
なお、記載口数が100口を超える場合には、支払金額の多額なものを100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

⑩

雑益、雑損失等の内訳書

科 目	取引の内容	相 手 先		金 額		
		名称 (氏名)	所在地 (住所)	百 万	千	円
雑 益 等						
雑 損 失 等						

(注) 1. 雑収入、雑益 (損失)、固定資産売却益 (損)、税金の還付金、貸倒損失等について、科目別かつ相手先別の金額が 10 万円以上のものについて記入してください。
 なお、土地の売却益 (損) を「⑦固定資産 (土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。) の内訳書」に記入している場合には、記入しなくても差し支えありません。
 2. 取引の内容が「税金の還付金」のものについては、期末現在高が 10 万円未満であっても全て各別に記入してください。
 3. 上記 1 により記載すべき口数が 100 口を超える場合には、金額の多額なものから 100 口についてのみ記入しても差し支えありません。
 なお、取引の内容が「税金の還付金」である場合には、当該事項も含めて 100 口となるように記入してください。

改 正 前

(022 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(023 会社事業概況書の記載要領等)</p> <p style="text-align: center;">会社事業概況書の記載要領等</p> <p>この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、同第37条の12第5号、同第37条の17第4号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。</p> <p>なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。</p> <p>当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。</p> <p>1 【総括表】</p> <p>(1) 法人が法人税法（以下「法」といいます。）第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□ 内国法人」の「□」にレ印を付してください。また、法人が同条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合には、「□ 外国法人」の「□」にレ印を付してください。</p> <p>(2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。</p> <p>(3) ～ (7) (省 略)</p> <p>(8) 「⑥ 当期の業績の概要（単位：百万円）」欄は、掲記の各項目の決算額及び申告額を記載してください。また、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間（以下「前期」といいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。</p> <p>(9) 「⑦ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。</p> <p>※ 「合計」欄は、「⑥ 当期の業績の概要（単位：百万円）」の当期の「売上高」欄と合致します。</p> <p>(10) ～ (11) (省 略)</p> <p>(12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況(※)」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ ～ ロ (省 略)</p> <p>(注) 国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム／税の情報・手続・用紙／申告手続・用紙／申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）／確定申告等情報／法人税／申告手続に係る各種参考情報／「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））に掲載しています。</p> <p>「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。</p> <p>これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。</p> <p>2 【子会社の状況】</p> <p>(1) ～ (5) (省 略)</p> <p>(6) 「子会社との当期の取引額（百万円）」欄は、掲記の各項目について、子会社との当期の取引金額を記載してください。</p> <p>3 【コンピュータ処理の概要】</p> <p>(1) 「① システムの形態（該当するシステムに○をしてください。）」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。「その他（ ）」欄に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（ ）」に記載してください。</p> <p>(2) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 「④ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「システムの導入（コンピュータ利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1__自社開発」か「2__市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1__自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2__市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。</p> <p>適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は、「（ ）」に記載してください。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。</p> <p>(5) 「⑤ システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。</p>	<p>(021 会社事業概況書の記載要領等)</p> <p style="text-align: center;">会社事業概況書の記載要領等</p> <p>この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、同第37条の12第5号、同第37条の17第4号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。</p> <p>なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。</p> <p>当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。</p> <p>1 【総括表】</p> <p>(1) 法人が法人税法（以下「法」といいます。）第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□ 内国法人」の□にレ印を付してください。また、法人が同条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合には、「□ 外国法人」の□にレ印を付してください。</p> <p>(2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。</p> <p>(3) ～ (7) (同 左)</p> <p>(8) 「⑥ 当期の業績の概要」欄は、掲記の各項目の決算額及び申告額を記載してください。また、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間（以下、「前期」といいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。</p> <p>(9) 「⑦ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。</p> <p>※ 「合計」欄は、「⑥ 当期の業績の概要」の当期の「売上高」欄と合致します。</p> <p>(10) ～ (11) (同 左)</p> <p>(12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ ～ ロ (同 左)</p> <p>(注) 国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム>申告・納税手続>法人税>申告手続に各種参考情報）に掲載しています。</p> <p>「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。</p> <p>これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。</p> <p>2 【子会社の状況】</p> <p>(1) ～ (5) (同 左)</p> <p>(6) 「子会社との当期の取引額」欄は、掲記の各項目について、子法人との当期の取引金額を記載してください。</p> <p>3 【コンピュータ処理の概要】</p> <p>(1) 「① システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（ ）」に記載してください。</p> <p>(2) ～ (3) (同 左)</p> <p>(4) 「④ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「システムの導入（コンピュータの利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1__自社開発」か「2__市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1__自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2__市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。</p> <p>適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は「（ ）」に記載してください。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ 「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。</p> <p>(5) 「⑤ システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(023 会社事業概況書の記載要領等)</p> <p>イ 「委託等の状況」欄は、該当する「□」にレ印を付してください。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(6) 「⑥ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理 (1 自社、2 委託)」及び「電子メールの取扱規定 (1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間 (送信文書)」及び「電子メールの保存期間 (受信文書)」の各欄には、それぞれの保存期間を「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。</p> <p>(7) 「⑦ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「電子決済の利用業務 (1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。</p> <p>ロ ～ ハ (省 略)</p> <p>(8) 「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「電子決済の利用業務 (1 稟議、2 営業報告、3 その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 「EUC (1 有、2 無)」欄は、該当番号を記載してください。</p> <p>(9) (省 略)</p> <p>4 【海外取引等の概要】 (省 略)</p> <p>5 【外国法人】</p> <p>(1) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) 「② 日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ ～ ロ (省 略)</p> <p>ハ 「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」欄の「□」にレ印を付してください。</p> <p>ニ ～ リ (省 略)</p> <p>6 【連結子法人】</p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>(3) 「② 主要役員の出向受入の状況」欄は、「総括表」の「⑧ 主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。</p> <p>(4) 「③ 他の連結法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。</p> <p>イ ～ ロ (省 略)</p> <p>ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。</p> <p>(5) 「④ 連結親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。 (以下省略)</p>	<p>(021 会社事業概況書の記載要領等)</p> <p>イ 「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(6) 「⑥ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理」及び「電子メールの取扱規定」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間欄には、それぞれの保存期間を「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。</p> <p>(7) 「⑦ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「電子決済の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。</p> <p>ロ ～ ハ (同 左)</p> <p>(8) 「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「電子決済の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ 「EUC」欄は、該当番号を記載してください。</p> <p>(9) (同 左)</p> <p>4 【海外取引等の概要】 (同 左)</p> <p>5 【外国法人】</p> <p>(1) ～ (4) (同 左)</p> <p>(5) 「② 日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ ～ ロ (同 左)</p> <p>ハ 「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「国外からの給与有無」欄の「□」にレ印を付してください。</p> <p>ニ ～ リ (同 左)</p> <p>6 【連結子法人】</p> <p>(1) ～ (2) (同 左)</p> <p>(3) 「② 主要役員の出向受入の状況」欄は、「総括表」の「⑧ 主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。</p> <p>(4) 「③ 他の連結法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。</p> <p>イ ～ ロ (同 左)</p> <p>ハ 「主な管理内容」欄には、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。</p> <p>(5) 「④ 連結親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。 (同 左)</p>

改正後

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額等の特別控除額	3	
リース特別控除戻税額	4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5
	同上に対する税額	6
留 保	課税留保金額	7
	同上に対する税額	8
使途秘匿金	使途秘匿金額	9
	同上に対する税額	10
法人税額計	11	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控 除 所 得 税 額 等	13	
差引所得に対する法人税額	14	
還 付 所 得 税 額 等	15	
欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	16
	減少する還付加算金	17
差 引 合 計 税 額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正に伴う	還付法人税額	21
	繰越控除される法人税額	22
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23	

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	
申 告 税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重 加 算 税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後 改 正 前

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) (注) 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 ま で</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) (注) 3	法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 ま で	=	延 滞 税 の 額 (注) 4
期 間 (日 数) (注) 3								
法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 ま で								
3 6 5								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することになります。
 - ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
 (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条第1項)
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第61条第2項)
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
 - 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科 目	翌期首現在利益積立金額	科 目	翌期首現在利益積立金額
利 益 準 備 金			
積 立 金			
		繰 越 損 益 金	
		納 税 充 当 金	
		未納法人税、未納地方法人税 及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差 引 合 計 額	

(新 設)

改 正 後

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(027 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 年 月 日 号

税務署長
財務事務官 ㊟

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
		円	円
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1
		課税留保金額に対する法人税額	2
	課 税 標 準 法 人 税 額		3
1 に 係 る 地 方 法 人 税 額			4
2 に 係 る 地 方 法 人 税 額			5
所 得 地 方 法 人 税 額			6
外 国 税 額 の 控 除 額			7
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			8
差 引 地 方 法 人 税 額			9
欠損繰戻し	還 付 金 額		10
	減 少 す る 還 付 加 算 金		11
差 引 合 計 地 方 法 人 税 額			12
既 に 納 付 の 確 定 し た 地 方 法 人 税 額			13
差引納付すべき又は減少(-印)する地方法人税額			14
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額		15
	繰越控除される地方法人税額		16

この通知により納付すべき 又は減少(-印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重 加 算 税 額	

賦課した加算税の額の計算明細		
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税	賦課決定額	円
	変更決定後の 賦課決定額	
重加算税	賦課決定額	
	変更決定後の 賦課決定額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等 (郵便局を含む。) 又は当税務署へ納付 (注) してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法 (国税通則法第 60 条、第 61 条、第 118 条及び第 119 条)

$$\frac{\text{納付すべき本税の額 (注) 1}}{365} \times \text{延滞税の割合 (注) 2} \times \frac{\text{期 間 (日 数) (注) 3}}{\text{法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで}} = \text{延 滞 税 の 額 (注) 4}$$

- (注) 1 本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 延滞税の割合は、年単位 (1/1~12/31) で、以下のとおり適用することになります。
- ① 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合 (※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ② 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合 (※) + 7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間 (日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき (偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第 61 条第 1 項)
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合 (当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第 61 条第 2 項)
ただし、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 (国税通則法施行令第 25 条第 1 号)
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合 (国税通則法施行令第 25 条第 3 号)
- 4 延滞税の額が 1,000 円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、地方法人税法第 19 条第 5 項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 前

(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="83 153 1338 184">(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))</p> <p data-bbox="617 275 920 306" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="83 369 344 401">【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="97 415 1475 489">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <li data-bbox="97 504 1475 625">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="83 682 371 714">【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="97 728 1475 802">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 <li data-bbox="97 816 920 848">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <li data-bbox="97 863 1475 936">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 <li data-bbox="97 951 1475 1251">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="127 1041 1050 1073">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 <li data-bbox="127 1087 1475 1161">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 <li data-bbox="127 1176 1475 1251">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p data-bbox="1513 153 2798 184">(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))</p> <p data-bbox="1596 233 1685 264" style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長 (提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求 (法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え (以下「取消訴訟」といいます。) を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(038 地方法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

(080 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書			※整理番号
税務署受付印			※課税/非課税
平成 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親人	納税地 〒 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 ④ 代表者住所 〒 事業種目 業	電話() - 〒
	連	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号
	結	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -	部 門
	子	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期
	法	代表者住所 〒	業 種 番 号
	人	事業種目 業	整 理 簿
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
承認を受けようとする特別な有効性判定方法等			
適用を受けようとする最初の事業年度		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	
上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由			
法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法			
法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合			
法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額			
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲			
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由			
その他の参考事項			
税理士署名押印 ④			(規格 A 4)
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			確 認 印

30.06改正

改 正 前

(076 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書			※整理番号
税務署受付印			※課税/非課税
平成 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親人	納税地 〒 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 ④ 代表者住所 〒 事業種目 業	電話() - 〒
	連	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号
	結	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -	部 門
	子	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期
	法	代表者住所 〒	業 種 番 号
	人	事業種目 業	整 理 簿
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
承認を受けようとする特別な有効性判定方法等			
法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法			
法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合			
法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額			
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲			
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由			
その他の参考事項			
税理士署名押印 ④			(規格 A 4)
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考

27.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(080 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、<u>平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、1の方法を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(中間申告書を提出する場合は中間申告書の提出期限)の3月前の日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</u></p> <p><u>なお、平成30年4月1日前開始事業年度については、平成30年改正前の法人税法施行令(以下「旧法令」といいます。)第121条の4第1項又は第121条の10第1項のとおり、承認を受けた日の属する事業年度後の各事業年度に1の方法が適用されますのでご注意ください。</u></p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p><u>なお、旧法令に基づいてこの申請書を提出する場合は、イ及びロを記載する必要はありません。</u></p> <p><u>イ 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の4第1項又は第121条の10第1項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。</u></p> <p><u>ロ 「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。</u></p> <p><u>ハ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</u></p> <p><u>ニ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</u></p> <p><u>ホ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</u></p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(076 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p><u>(追 加)</u></p> <p><u>イ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</u></p> <p><u>ロ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</u></p> <p><u>ハ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</u></p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(080 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(076 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(081 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

印

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	適用を受けようとする最初の事業年度	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日
	法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(077 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

印

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。


記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	(追 加)	
	法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(122 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日前終了事業年度分))

欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
 平成 年 月 日		※整理番号 ※電話/ファクス番号	
納税地		〒	
(フリガナ)		電話() -	
法人名等			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名		Ⓜ	
代表者住所		〒	
事業種目		業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額((12)-(13)) (14)		
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)		
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第66条の13第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し		
税理士署名押印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番 号
			整理 簿
			備 考
		通信 日付印	年 月 日
			確認 印

30.06改正

(還付所得事業年度が平成30年4月1日前終了事業年度分)

(規格A4)

改 正 前

(118 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
 平成 年 月 日		※整理番号 ※電話/ファクス番号	
納税地		〒	
(フリガナ)		電話() -	
法人名等			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名		Ⓜ	
代表者住所		〒	
事業種目		業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額((12)-(13)) (14)		
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)		
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細		
税理士署名押印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番 号
			整理 簿
			備 考
		通信 日付印	年 月 日
			確認 印

28.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(122 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合（外国法人が、平成 28 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合を含みます。）</p> <p>(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ロ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>(ii) 相互会社等</p> <p>(iii) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>③ <u>次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</u></p> <p>イ <u>青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</u></p> <p>ロ <u>平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</u></p> <p>ハ <u>ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</u></p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解 散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限ります。）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税 務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p>	<p>(118 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合（外国法人が、平成 28 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合を含みます。）</p> <p>(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①又は②の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ロ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>(ii) 相互会社等</p> <p>(iii) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>(<u>追 加</u>)</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解 散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限ります。）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税 務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(122 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p><u>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</u></p> <p>(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(118 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号
 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		※連絡/メール整理番号
納 税 地	〒 電話() -	
(フリガナ)		
法 人 名 等		
法 人 番 号		
(フリガナ)		
代 表 者 氏 名	㊟	
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業	
法人税法第 80 条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記		
欠 損 事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還 付 所 得 事 業 年 度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
区 分	請 求 金 額	※ 金 額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額 (2)	
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)	
	控 除 税 額 (8)	
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)	
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額 (10)	
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (11)	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	
差引法人税額((12)-(13)) (14)		
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)		
請 求 期 限	平成 年 月 日	確 定 申 告 書 提 出 年 月 日 平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 - 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第 80 条第 4 項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第 66 条の 13 第 2 項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明書の写し		
税 理 士 署 名 押 印	㊟	
※税務署 部 決算 業種 番号 整理 備考 通信 年月日 確認 処理欄 門 期 番号 簿 考 日付印 印		

(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ロ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>(ii) 相互会社等</p> <p>(iii) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限り）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解 散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限り）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>(新 設)</p>

(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

Form for tax refund request (124). Includes fields for tax authority address, taxpayer information, business details, and a detailed table for tax amounts and carryback. Includes a stamp area for the tax agent and a routing table at the bottom.

(119 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

Form for tax refund request (119). Similar to form 124 but with a different table structure for tax amounts and carryback. Includes a stamp area for the tax agent and a routing table at the bottom.

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>なお、平成 28 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法が適用されますので、当該欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合は、この請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を使用してください（平成 26 年法律第 10 号改正法附則第 33 条）。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 144 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ロ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>(ii) 相互会社等</p> <p>(iii) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 人格のない社団</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平成 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限り、）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解 散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限り、）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税 務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付して</p>	<p>(119 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>なお、平成 28 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法が適用されますので、当該欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合は、この請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を使用してください（平成 26 年法律第 10 号改正法附則第 33 条）。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 144 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、①又は②の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ロ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>(ii) 相互会社等</p> <p>(iii) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 人格のない社団</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平成 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>(追 加)</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解 散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限り、）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付して</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>この請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 1 号」欄には、法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 2 項」欄には、法第 141 条第 1 号ロ又は法第 141 条第 2 号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p><u>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</u></p> <p>(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$の算式によって計算した金額(1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(119 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>この請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 1 号」欄には、法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第 144 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 2 項」欄には、法第 141 条第 1 号ロ又は法第 141 条第 2 号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$の算式によって計算した金額(1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(127 災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日前終了事業年度分))

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号 _____
※ 課税/非課税 _____

納 税 地 _____
電話() - _____

(フリガナ)
法 人 名 等 _____

法 人 番 号 _____

(フリガナ)
代 表 者 氏 名 _____ ㊟

代 表 者 住 所 _____

事 業 種 目 _____ 業

平成 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災 害 欠 損 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	〔 確 定 申 告 書 〕 中 間	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額 (1)			
同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	同 上 の うち 還 付 所 得 事 業 年 度 に 繰 り 戻 す 災 害 損 失 欠 損 金 額 (2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額((3)-(4)) (5)			
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)			
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額 (10)			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
差引法人税額((12)-(13)) (14)				
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)				
請 求 期 限	平 成 年 月 日	確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	平 成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	
	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等 _____			

税 理 士 署 名 押 印 _____ ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(122 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号 _____
※ 課税/非課税 _____

納 税 地 _____
電話() - _____

(フリガナ)
法 人 名 等 _____

法 人 番 号 _____

(フリガナ)
代 表 者 氏 名 _____ ㊟

代 表 者 住 所 _____

事 業 種 目 _____ 業

平成 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災 害 欠 損 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	〔 確 定 申 告 書 〕 中 間	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額 (1)			
同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	同 上 の うち 還 付 所 得 事 業 年 度 に 繰 り 戻 す 災 害 損 失 欠 損 金 額 (2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額((3)-(4)) (5)			
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)			
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額 (10)			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
差引法人税額((12)-(13)) (14)				
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)				
請 求 期 限	平 成 年 月 日	確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	平 成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	
	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等 _____			

税 理 士 署 名 押 印 _____ ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

災害損失の繰戻しによる還付請求書

平成 年 月 日 税務署長殿		納 税 地		〒	電話() -
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名		◎	
		代 表 者 住 所		〒	
		事 業 種 目		業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。					
記					
災 害 欠 損 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日	確 定 申 告 書	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日	
	至 平 成 年 月 日	中 間		至 平 成 年 月 日	
区 分		請 求 金 額	※ 金 額		
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額	(1)			
繰戻し災害損失欠損金額	同 上 の うち 還 付 所 得 事 業 年 度 に 繰 り 戻 す 災 害 損 失 欠 損 金 額	(2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額	(3)			
	既 災 害 損 失 又 は 欠 損 金 の 繰 戻 し を 行 っ た 金 額	(4)			
	差 引 所 得 金 額 ((3) - (4))	(5)			
還付所得事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	(6)	00		
	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額 及 び 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	(7)			
	控 除 税 額	(8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	(9)			
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額	(10)			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額	(11)			
	法 人 税 額 ((6) + (7) + (8) - (9) - (10) - (11))	(12)			
既 災 害 損 失 又 は 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ り 還 付 を 受 け た 法 人 税 額	(13)				
差 引 法 人 税 額 ((12) - (13))	(14)				
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))	(15)				
請 求 期 限	平 成 年 月 日	確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	平 成 年 月 日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		貯金口座の記号番号		
			3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等		

税 理 士 署 名 押 印 ◎ (規格A4)

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="83 153 1077 184">(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p data-bbox="329 222 1207 264" style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p data-bbox="71 306 1472 543">1 この還付請求書は、法人が法人税法第 80 条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 72 条第 1 項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前 1 年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年)以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p data-bbox="121 548 1294 579">なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書(附表)」を添付して提出してください。</p> <p data-bbox="71 583 1472 684">2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p data-bbox="71 688 1472 789">3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に(仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)提出してください。</p> <p data-bbox="92 793 1472 856">なお、2 以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p data-bbox="71 861 691 892">4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p data-bbox="92 896 635 928">(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="92 932 1472 995">(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p data-bbox="121 999 1472 1062">また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p data-bbox="92 1066 739 1098">(3) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p data-bbox="121 1102 1472 1165">イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(附表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p data-bbox="121 1169 1472 1270">ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p data-bbox="121 1274 1472 1375">(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p data-bbox="92 1379 635 1411">(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p data-bbox="121 1415 1472 1516">イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p data-bbox="121 1520 1472 1621">ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1625 635 1656">(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p data-bbox="121 1661 1472 1797">イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p data-bbox="121 1801 1472 1902">ロ 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。</p> <p data-bbox="121 1906 1472 1969">ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p data-bbox="181 1974 1472 2005">なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これ</p>	<p data-bbox="1510 153 2504 184">(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p data-bbox="1590 226 1688 258">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分)) に含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$の算式によって計算した金額(1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(137 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書)

(廃止)

改 正 前

(137 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書)

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒 電話() -
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結法 <input type="checkbox"/> 親法人	(フリガナ) 法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -	部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号
	事 業 種 目	業	整 理 簿
<input type="checkbox"/> 租税特別措置法第65条の12第1項 の規定による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記		※ 税務署処理欄	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
<input type="checkbox"/> 租税特別措置法第68条の83第1項			
申請の日における措置法第65条の12第5項第1号又は措置法第68条の83第6項第1号に規定する特別勘定の金額		譲り受けようとする措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額	
円		円	
(措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定するやむを得ない事情の詳細)			
措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項の宅地を譲り受ける予定年月日 (その他参考となるべき事項)		平成 年 月 日	
税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日
			確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(137 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(137 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第 1 項又は措置法第 68 条の 83 第 1 項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、当該宅地の造成に要する期間が 1 年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡をした日を含む事業年度（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の前日を含む事業年度を除く。）終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、取得認定期間（当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。）内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合その他の政令で定めるものである場合を含む。）において、措置法第 65 条の 12 第 1 項の規定又は措置法第 68 条の 83 第 1 項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月（その日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から 2 月）を経過する日までに、提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地（土地等の買取りをする者の有するものに限ります。）を当該提出法人が譲り受ける予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第 65 条の 12 第 5 項第 1 号又は措置法第 68 条の 83 第 6 項第 1 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第 65 条の 12 第 1 項又は措置法第 68 条の 83 第 1 項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。</p> <p>(6) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第 1 項又は措置法第 68 条の 83 第 1 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(7) 「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)

**特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (初葉)**

平成 年 月 日	□□	納 税 地	〒	電話 () -
税務署長殿	内 外 国 法 法 人 人	本店又は主たる事務所の所在地	〒	
		(フリガナ)		
		法 人 名		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
提供内容	<input type="checkbox"/> ① 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項 (□修正) <input type="checkbox"/> ② 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) を提供します。 <input type="checkbox"/> ③ 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) <input type="checkbox"/> ④ 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正)			
提供対象の最終親会計年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
最 終 親 会 社 等 届 出 事 項	国 別 報 告 事 項 の 属 性	□最終親会社等 □代理親会社等 □その他		
		(フリガナ)		
		名 称		
	親 会 社 等	納 税 地		
		本店又は主たる事務所の所在地		(所在国:)
		法 人 番 号		
	代 理 親 会 社 等	(フリガナ)		
		名 称		
		納 税 地		
	届 出 事 項	本店又は主たる事務所の所在地		(所在国:)
		法 人 番 号		
		代 表 者 氏 名		

税 理 士 署 名

改 正 前

(139 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)

**特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (初葉)**

平成 年 月 日	□□	納 税 地	〒	電話 () -
税務署長殿	内 外 国 法 法 人 人	本店又は主たる事務所の所在地	〒	
		(フリガナ)		
		法 人 名		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
提供内容	<input type="checkbox"/> ① 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項 (□修正) <input type="checkbox"/> ② 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) を提供します。 <input type="checkbox"/> ③ 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) <input type="checkbox"/> ④ 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正)			
提供対象の最終親会計年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
最 終 親 会 社 等 届 出 事 項	国 別 報 告 事 項 の 属 性	□最終親会社等 □代理親会社等 □その他		
		(フリガナ)		
		名 称		
	親 会 社 等	納 税 地		
		本店又は主たる事務所の所在地		(所在国:)
		法 人 番 号		
	代 理 親 会 社 等	(フリガナ)		
		名 称		
		納 税 地		
	届 出 事 項	本店又は主たる事務所の所在地		(所在国:)
		法 人 番 号		
		代 表 者 氏 名		

税 理 士 署 名

改 正 後

(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)

最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）

提供内容	<input type="checkbox"/> 最終親会社等届出事項		の提供義務者が複数ある場合における代表提供者以外の内国法人及び恒久的施設を有する外国法人は次のとおりです。	本店又は主たる事務所の所在地	恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地	代表者氏名	法人番号
	<input type="checkbox"/> 国別報告事項						
	<input type="checkbox"/> 事業概況報告事項						
	法人区分		法人名	本店又は主たる事務所の所在地	恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地	代表者氏名	法人番号
	内国法人	外国法人					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

改 正 前

(139 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)

最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）

提供内容	<input type="checkbox"/> 最終親会社等届出事項		の提供義務者が複数ある場合における代表提供者以外の内国法人及び恒久的施設を有する外国法人は次のとおりです。	本店又は主たる事務所の所在地	恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地	代表者氏名	法人番号
	<input type="checkbox"/> 国別報告事項						
	<input type="checkbox"/> 事業概況報告事項						
	法人区分		法人名	本店又は主たる事務所の所在地	恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地	代表者氏名	法人番号
	内国法人	外国法人					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

改 正 後	改 正 前
<p>(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)</p> <p style="text-align: center;">特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項等の記載要領</p> <p>1 この様式(初葉及び次葉)は次に掲げる情報を提供する場合に使用するものです。提供する内容に応じ、「提供内容」欄の該当する□にレ印を付してください(同時に複数の情報を提供する場合には、該当する全ての□にレ印を付してください。)</p> <p>なお、既に提供した内容を修正する場合には、「修正」の□にレ印を付してください。</p> <p>① 租税特別措置法第66条の4の4第5項(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)の規定により最終親会社等届出事項(同項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。)の提供が義務付けられている特定多国籍企業グループ(同条第4項第3号に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。)に係る最終親会社等(同条第4項第5号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。)の情報(最終親会社等が代理親会社等(同条第4項第6号に規定する代理親会社等をいいます。以下同じです。)を指定した場合には、代理親会社等の情報を含みます。)</p> <p>② 租税特別措置法第66条の4の4第6項に規定する最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して最終親会社等届出事項を提供する法人等の情報</p> <p>③ 租税特別措置法第66条の4の4第3項に規定する国別報告事項(同条第1項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。)の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して国別報告事項を提供する法人等の情報</p> <p>④ 租税特別措置法第66条の4の5第2項(特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供)に規定する事業概況報告事項(同条第1項に規定する事業概況報告事項をいいます。以下同じです。)の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して事業概況報告事項を提供する法人等の情報</p> <p>※1 特定多国籍企業グループの構成会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第4号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。)である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人は、例えば、その最終親会社等が外国に所在し、その居住地国(同条第4項第8号に規定する居住地国をいいます。)において、国別報告事項に相当する事項の提供が免除されている場合であっても、最終親会社等届出事項を提供する必要があります。</p> <p>※2 ②、③及び④の情報を提供した場合には、提供義務者を代表して提供する法人以外の法人はそれぞれ、最終親会社等届出事項(②の情報を提供した場合)、国別報告事項(③の情報を提供した場合)及び事業概況報告事項(④の情報を提供した場合)を提供する必要はありません。</p> <p>2 この届出事項は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を使用して、それぞれ次に掲げる場合に応じて、各期限までに提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。</p> <p>(1) 1①又は②についての情報を提供する場合 最終親会計年度(租税特別措置法第66条の4の4第4項第7号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。)の終了の日まで</p> <p>(2) 1③又は④についての情報を提供する場合 最終親会計年度の終了の日の翌日から1年以内</p> <p>※ (1)の情報を提供する際に、(2)の情報を同時に提供することができます。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「内国法人・外国法人」欄には、この届出事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には「外国法人」の□にレ印を付してください。</p> <p>(2) 「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。</p>	<p>(139 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)</p> <p style="text-align: center;">特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項等の記載要領</p> <p>1 この様式(初葉及び次葉)は次に掲げる情報を提供する場合に使用するものです。提供する内容に応じ、「提供内容」欄の該当する□にレ印を付してください(同時に複数の情報を提供する場合には、該当する全ての□にレ印を付してください。)</p> <p>なお、既に提供した内容を修正する場合には、「修正」の□にレ印を付してください。</p> <p>① 租税特別措置法第66条の4の4第5項(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)の規定により最終親会社等届出事項(同項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。)の提供が義務付けられている特定多国籍企業グループ(同条第4項第3号に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。)に係る最終親会社等(同条第4項第5号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。)の情報(最終親会社等が代理親会社等(同条第4項第6号に規定する代理親会社等をいいます。以下同じです。)を指定した場合には、代理親会社等の情報を含みます。)</p> <p>② 租税特別措置法第66条の4の4第6項に規定する最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して最終親会社等届出事項を提供する法人等の情報</p> <p>③ 租税特別措置法第66条の4の4第3項に規定する国別報告事項(同条第1項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。)の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して国別報告事項を提供する法人等の情報</p> <p>④ 租税特別措置法第66条の4の5第2項(特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供)に規定する事業概況報告事項(同条第1項に規定する事業概況報告事項をいいます。以下同じです。)の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して事業概況報告事項を提供する法人等の情報</p> <p>※1 特定多国籍企業グループの構成会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第4号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。)である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人は、例えば、その最終親会社等が外国に所在し、その居住地国(同条第4項第8号に規定する居住地国をいいます。)において、国別報告事項に相当する事項の提供が免除されている場合であっても、最終親会社等届出事項を提供する必要があります。</p> <p>※2 ②、③及び④の情報を提供した場合には、提供義務者を代表して提供する法人以外の法人はそれぞれ、最終親会社等届出事項(②の情報を提供した場合)、国別報告事項(③の情報を提供した場合)及び事業概況報告事項(④の情報を提供した場合)を提供する必要はありません。</p> <p>2 この届出事項は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を使用して、それぞれ次に掲げる場合に応じて、各期限までに提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。</p> <p>(1) 1①又は②についての情報を提供する場合 最終親会計年度(租税特別措置法第66条の4の4第4項第7号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。)の終了の日まで</p> <p>(2) 1③又は④についての情報を提供する場合 最終親会計年度の終了の日の翌日から1年以内</p> <p>※ (1)の情報を提供する際に、(2)の情報を同時に提供することができます。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「内国法人・外国法人」欄には、この届出事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には「外国法人」の□にレ印を付してください。</p> <p>(2) 「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)</p> <p>イ 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>ロ 恒久的施設を有する外国法人 恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地</p> <p>※ 国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。</p> <p>(3) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(4) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）</p> <p>(5) 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(6) 「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。</p> <p>(7) 「最終親会社等届出事項」の各欄は、次により、各最終親会計年度終了の日における情報を記載してください。1②の情報を提供する場合についても同様に、各最終親会計年度終了の日における情報を記載してください。提供する日において、記載項目の情報が確定していない場合は、予定している情報を記載してください。</p> <p>イ 「国別報告事項の提供者の属性」欄には、国別報告事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。なお、国別報告事項の提供者が、最終親会社等及び代理親会社等に該当しない場合には「その他」の□にレ印を付してください。</p> <p>ロ 「最終親会社等」の各欄には、最終親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。なお、最終親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。</p> <p>ハ 国別報告事項の提供者が代理親会社等である場合には、「最終親会社等」の各欄を記載するとともに、「代理親会社等」の各欄に代理親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。なお、代理親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。</p> <p>ニ 「提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、1②の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には最終親会社等届出事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(8) 「国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、1③の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には国別報告事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p>	<p>(139 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)</p> <p>イ 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>ロ 恒久的施設を有する外国法人 恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地</p> <p>※ 国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。</p> <p>(3) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(4) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）</p> <p>(5) 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(6) 「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。</p> <p>(7) 「最終親会社等届出事項」の各欄</p> <p>イ 「国別報告事項の提供者の属性」欄には、国別報告事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。なお、国別報告事項の提供者が、最終親会社等及び代理親会社等に該当しない場合には「その他」の□にレ印を付してください。</p> <p>ロ 「最終親会社等」の各欄には、最終親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。なお、最終親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。</p> <p>ハ 国別報告事項の提供者が代理親会社等である場合には、「最終親会社等」の各欄を記載するとともに、「代理親会社等」の各欄に代理親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。なお、代理親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。</p> <p>ニ 「提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、1②の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には最終親会社等届出事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(8) 「国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、1③の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には国別報告事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)</p> <p>なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(9) 「事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、1④の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には事業概況報告事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(10) 1②、③及び④の情報を提供する場合には、「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」を併せて使用し、各届出（報告）事項の提供を要しないこととされる法人の情報を提供してください。</p> <p>(11) 「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」は、次により記載してください。記載に当たっては、1②、③及び④の情報を提供することによりその提供を要しないこととされる法人を全て記載していただく必要があります。</p> <p>イ 「提供内容」欄は、提供する内容に応じ該当する□にレ印を付してください。該当する全ての□にレ印を付して複数の情報を同時に提供することができますが、提供する情報が同一である場合に限りです。</p> <p>ロ 「法人区分」欄は、各届出（報告）事項の提供を要しないこととされる法人が該当する欄に○印を記載してください。</p> <p>なお、当該法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「外国法人」に○印を記載してください。</p> <p>ハ 内国法人に係る情報を記載する場合には、「恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地」欄の記載は不要です。</p> <p>ニ 恒久的施設を有する外国法人に係る情報を記載する場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載し、「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。</p>	<p>(139 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)</p> <p>なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(9) 「事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、1④の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には事業概況報告事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(10) 1②、③及び④の情報を提供する場合には、「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」を併せて使用し、各届出（報告）事項の提供を要しないこととされる法人の情報を提供してください。</p> <p>(11) 「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」は、次により記載してください。記載に当たっては、1②、③及び④の情報を提供することによりその提供を要しないこととされる法人を全て記載していただく必要があります。</p> <p>イ 「提供内容」欄は、提供する内容に応じ該当する□にレ印を付してください。該当する全ての□にレ印を付して複数の情報を同時に提供することができますが、提供する情報が同一である場合に限りです。</p> <p>ロ 「法人区分」欄は、各届出（報告）事項の提供を要しないこととされる法人が該当する欄に○印を記載してください。</p> <p>なお、当該法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「外国法人」に○印を記載してください。</p> <p>ハ 内国法人に係る情報を記載する場合には、「恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地」欄の記載は不要です。</p> <p>ニ 恒久的施設を有する外国法人に係る情報を記載する場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載し、「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。</p>

改 正 後

(163 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成30年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。また法人税法（以下「法」といいます。）第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の47
42⑦	24の3	56 ⑧	21の5
44⑤	24の6	68の46⑦	22の48
45⑦	24の7	57の3 ⑧	21の8
47⑦	24の8	68の53⑦	22の50
48⑦	24の10	57の4 ⑪	21の11②
49⑤	24の12	68の54⑨	22の55②
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤(注1)	25の8(注2)	57の6 ⑨	21の13
法施行令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
※ 読み替え規定有り（法施行令 155の6①②）		68の58⑩	22の58②
(注1)平成30年改正前の法人税法		58 ⑩	21の15⑦
(注2)平成30年改正前の法人税法施行令		68の61⑨	22の59⑦

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(158-1 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の47
42⑦	24の3	56 ⑧	21の5
44⑤	24の6	68の46⑦	22の48
45⑦	24の7	57の3 ⑧	21の8
47⑦	24の8	68の53⑦	22の50
48⑦	24の10	57の4 ⑪	21の11②
49⑤	24の12	68の54⑨	22の55②
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤	25の8	57の6 ⑨	21の13
法施行令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
※ 読み替え規定有り（法施行令 155の6①②）		68の58⑩	22の58②
		58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(167 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

(廃 止)

改 正 前

(167 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		※課税/非課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 法 人 法 人	〒	納 税 地	〒
	平成 年 月 日	(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
	〒	代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法 人 名 等	※ 整理番号
	〒	本店又は主たる事務所の所在地	部 門
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名	決 算 期
	〒	代 表 者 住 所	業 種 番 号
	業	事 業 種 目	整 理 簿
			回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法（第65条の12第6項 第68条の83第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資	
分割承継法人等	法 人 名 等		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円	
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等	所 在 地		
	規 模		
	譲 渡 年 月 日	年 月 日	
譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日		年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓢ	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(167 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

(廃 止)

改 正 前

(167 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第 6 項・第 68 条の 83 第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項第 2 号・第 68 条の 83 第 6 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項第 2 号・第 68 条の 83 第 6 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第 6 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第 6 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(169 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行う場合の収用等 又は換地処分等に伴い取得した資産の 帳簿価額の減額又は設定した 期中特別勘定に関する届出書		※整理番号	
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※経号/簿籍	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※整理番号		
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署) 電話 () -	部 門		
	(フリガナ)	代表者氏名	決 算 期		
	代表者住所	〒	業 種 番 号		
	事業種目	業	理 整 理 簿		
			欄 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について 租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) 第64条第10項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項又は措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)、第68条の71第4項 (措置法68条の72第3項において準用する場合を含みます。) により下記のとおり届出を行います。					
記					
適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等	納 税 地	代表者氏名		
適 格 分 割 等 の 日	年	月	日		
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日	年	月	日		
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類					
補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額					円
交 換 取 得 資 産 の 価 額					円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類				
	構 造 規 模				
取得(予定)日	年	月	日		
減額した金額又は期中特別勘定の金額					円
添 付 明 細 (別 表 等)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

30.06改正

(規格A4)

改 正 前

(164 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行う場合の収用等又は 換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の 減額又は設定した期中特別勘定に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※経号/簿籍	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※整理番号		
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署) 電話 () -	部 門		
	(フリガナ)	代表者氏名	決 算 期		
	代表者住所	〒	業 種 番 号		
	事業種目	業	理 整 理 簿		
			欄 回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について 租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) 第64条第10項(措置法第64条の2第15項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項 により下記のとおり届出を行い、また、 措置法施行令 (第39条第32項・第39条の99第18項 第39条の2第9項・第39条の100第12項)の規定により、書類の提出を行います。					
記					
適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等	納 税 地	代表者氏名		
適 格 分 割 等 の 日	年	月	日		
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日	年	月	日		
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類					
補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額					円
交 換 取 得 資 産 の 価 額					円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類				
	構 造 規 模				
取得(予定)日	年	月	日		
減額した金額又は期中特別勘定の金額					円
添 付 明 細 (別 表 等)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

29.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前																								
<p>(169 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の2第2項及び第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">根 拠 条 文</th> <th style="width: 35%;">届 出 根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)</td> <td>措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)</td> </tr> <tr> <td>(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項</td> <td>措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項</td> </tr> <tr> <td>(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定</td> <td>措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項</td> <td>措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1)及び(3)は、措置法第65条第3項又は第68条の72第3項において準用する場合を含みます。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、上記1の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等のあった日又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。</p> <p>(6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。</p> <p>(8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。</p> <p>(9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号・第22条の64第8項第7号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。) 若しくは第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(12) 「その他参考となるべき事項」欄</p> <p>イ 単体法人 措置法第64条の2第2項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等(措置法第65条第3項において準用する場合にあっては、同条第1項に規定する換地処分等)のあった日以後2年を経過した日から措置法第64条の2第2項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事</p>		根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文	(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)	(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項	(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項	<p>(164 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 <u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の2第2項及び第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出</u>を行う場合に使用してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">根 拠 条 文</th> <th style="width: 35%;">届 出 根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)</td> <td>措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)</td> </tr> <tr> <td>(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項</td> <td>措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項</td> </tr> <tr> <td>(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定</td> <td>措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項</td> <td>措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1)及び(3)は、措置法第65条第3項又は第68条の72第3項において準用する場合を含みます。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、上記1の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等のあった日又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。</p> <p>(6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。</p> <p>(8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。</p> <p>(9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号・第22条の64第8項第7号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。) 若しくは第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p><u>(12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第32項・第39条の99第18項又は第39条の2第9項・第39条の100第12項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</u></p>		根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文	(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)	(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項	(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項
	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文																							
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)																							
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項																							
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項																							
	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文																							
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)																							
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項																							
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項																							

改 正 後

(169 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。

ロ 連結法人

措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合にあつては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあつた日以後 2 年を経過した日から措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。

(13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(164 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(171_適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(171_適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

※整理番号 ※課税/不課税		適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書	
		〒 電話() -	〒
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地 (フリガナ)	〒	〒
	法 人 名 等	〒	〒
	法 人 番 号 (フリガナ)	〒	〒
	代 表 者 氏 名	〒	〒
	代 表 者 住 所	〒	〒
事 業 種 目	業	業	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	〒
	本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ)	〒	〒
	代 表 者 氏 名	〒	〒
	代 表 者 住 所	〒	〒
	事 業 種 目	業	業
※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	※ 税 務 署 処 理 欄		
適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法（第65条の11第6項、第68条の82第6項）若しくは、（第65条の12第15項又は同条第4項、第68条の83第16項又は同条第5項）及び、 租税特別措置法施行令（第39条の9第18項、第39条の108第20項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名	〒	
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日		
交 換 譲 渡 を し た 土 地 等 交 換 取 得 等	種 類	〒	
	所 在 地	〒	
	規 模	〒	
交 換 取 得 等	所 在 地	〒	
	規 模	〒	
	取 得 年 月 日 又 は 譲 受 け (予 定) 年 月 日	年 月 日	
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額	円		
添 付 明 細 (別 表 等)	〒		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	〒		
提 出 書 類 (証 明 書 等)	〒		
税 理 士 署 名 押 印	〒		
※ 税 務 署 部 門 処 理 欄	決 算 期	業 種 番 号	番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

27.06 改正

(規格 A4)

改 正 後

(171_適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(171_適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の12第3項及び第68条の83第4項の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は第65条の12第9項・第68条の83第10項・第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は第65条の12第9項・第68条の83第10項・第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日、措置法第65条の12第9項・第68条の83第10項に規定する宅地の所在地及び規模並びにその譲受け年月日又は措置法施行規則第22条の9第6項第5号・第22条の71第6項第6号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の11第4項(第65条の12第9項において準用する場合を含みます。)、第68条の82第4項(第68条の83第10項において準用する場合を含みます)の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の9第18項・第39条の108第20項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(172 適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書)

(廃 止)

改 正 前

(172 適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書)

提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 〒 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書		※整理番号	
		納 税 地 〒 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 〒 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所 事 業 種 目		電話() -	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等			※ 整 理 番 号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
租税特別措置法〔第65条の12第3項、第68条の83第4項〕の規定による適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記					
期 中 特 別 勘 定 の 金 額				円	
適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円	
	譲り受ける予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・	
(やむを得ない事情の詳細)					
添 付 書 類					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印				Ⓜ	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(172 適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(172 適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書)</p> <p>適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。)を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により設けるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「取得価額の見積額」欄には、適格分割等に係る措置法第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。 (6) 「添付書類」欄には、措置法施行規則第22条の9第3項・第22条の71第3項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(179 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の返品率 の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号	
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人		※連絡先電話番号	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名		㊟	
		代表者住所	〒		
		事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ)	代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目		業	整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記					
適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		納税地		代表者氏名
適格分割等の日	年 月 日				
採用しようとする返品率の計算方法					
返品率の計算の基礎となる金額の明細					
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由 (その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

30.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(177-1 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の返品率 の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号	
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人		※連絡先電話番号	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名		㊟	
		代表者住所	〒		
		事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ)	代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目		業	整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記					
適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		納税地		代表者氏名
適格分割等の日	年 月 日				
採用しようとする返品率の計算方法					
返品率の計算の基礎となる金額の明細					
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由 (その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(179 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この申請書は、内国法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、平成30年改正前の法人税法施行令第102条第1項又は第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後1年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあつては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあつては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(177-1 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人を、<u>分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）</u>が行われた場合において、<u>法人税法施行令（以下「法令」といいます。）</u>第102条第1項又は第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後1年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあつては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあつては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(182 適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

(廃 止)

改 正 前


(182 適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

※整理番号 ※連絡先電話番号		適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書	
		〒	
納 税 地 (フリガナ)		電話() -	
		法 人 名 等	
法 人 番 号 (フリガナ)		〒	
		代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所 〒		〒	
		事 業 種 目	
平成 年 月 日		税 務 署 長 殿	
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)		※ 税 務 署 処 理 欄	
(フリガナ) 法 人 名 等		整 理 番 号	
〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話 () -		部 門	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
〒 代 表 者 住 所		業 種 番 号	
事 業 種 目		整 理 簿	
業		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法施行令 〔第39条の9第16項 第39条の108第15項〕の規定による、適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合における、 租税特別措置法施行令 〔第39条の9第15項 第39条の108第14項〕 各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。 記			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
譲り受けようとする宅地	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円
	譲り受ける 予 定 年 月 日
(やむを得ない事情の詳細)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		① (規格 A 4)	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認 印	27.06 改正	

改 正 後	改 正 前
<p>(182 適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(182 適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の9第15項各号・第39条の108第14項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第65条の12第5項・第68条の83第6項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「譲り受けようとする宅地」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項・第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)


<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
				※連絡先	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結法 <input type="checkbox"/> 親法 <input type="checkbox"/> 人法 <input type="checkbox"/> 人	納税地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名			④	
	代表者住所	〒			
事業種目			業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※	整理番号
	法人名等			税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	務	決 算 期
	(フリガナ)			署	業 種 番 号
	代表者氏名			処	整 理 簿
	代表者住所	〒		理	回 付 先
事業種目	業		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第8項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。					
分割法人等又は 分割承継法人等	法人名等				
	納税地等				
	代表者氏名				
分割等の年月日	年 月 日		年 月 日		
分割等事業年度開始の日 から起算して3年前の日 から分割等事業年度開始 の日の前日までの期間内 に開始し、又は分割承継等 事業年度開始の日から起 算して3年前の日から分 割等事業年度開始の日の 前日までの期間内に終了 した分割法人等の各事業 年度又は各連結事業年度 に係る試験研究費の額及 び移転試験研究費の額	試験研究費の額	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	移転試験 研究費の額	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		④			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日
					確 認 印

30.06改正

(規格A4)

改正前

(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
				※連絡先	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結法 <input type="checkbox"/> 親法 <input type="checkbox"/> 人法 <input type="checkbox"/> 人	納税地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名			④	
	代表者住所	〒			
事業種目			業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※	整理番号
	法人名等			税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	務	決 算 期
	(フリガナ)			署	業 種 番 号
	代表者氏名			処	整 理 簿
	代表者住所	〒		理	回 付 先
事業種目	業		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第8項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。					
分割法人等又は 分割承継法人等	法人名等				
	納税地等				
	代表者氏名				
分割等の年月日	年 月 日		年 月 日		
分割等事業年度開始の日 から起算して3年前の日 から分割等事業年度開始 の日の前日までの期間内 に開始し、又は分割承継等 事業年度開始の日から起 算して3年前の日から分 割等事業年度開始の日の 前日までの期間内に終了 した分割法人等の各事業 年度又は各連結事業年度 に係る試験研究費の額及 び移転試験研究費の額	試験研究費の額	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	移転試験 研究費の額	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		④			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日
					確 認 印

29.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>租税特別措置法第42条の4第1項若しくは第3項の規定の適用を受ける</u>単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は<u>同法第68条の9第1項若しくは第3項の規定の適用を受ける</u>連結法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に、<u>単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の $\left[\begin{array}{cc} \square \text{ 第27条の4第9項} & \square \text{ 旧第27条の4第11項} \\ \square \text{ 第39条の39第8項} & \square \text{ 旧第39条の39第12項} \end{array} \right]$ には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ 単体法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承</p>	<p>(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>法人である</u>単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の $\left[\begin{array}{cc} \square \text{ 第27条の4第9項} & \square \text{ 旧第27条の4第11項} \\ \square \text{ 第39条の39第8項} & \square \text{ 旧第39条の39第12項} \end{array} \right]$ には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ 単体法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。）の租税特別措置法施行令第27条の4第9項に規定する<u>試験研究費の額及び移転試験研究費の額</u>（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度（その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」という。）開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。）の租税特別措置法施行令第39条の39第8項に規定する<u>試験研究費の額及び移転試験研究費の額</u>（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。）の租税特別措置法施行令第27条の4第19項に規定する<u>売上金額及び移転売上金額</u>（移転事業に係る売上金額をいいます。）</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度（その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」という。）開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。）の租税特別措置法施行令第39条の39第18項に規定する<u>売上金額及び移転売上金額</u>（移転事業に係る売上金額をいいます。）</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	分割等による売上金額の区分に関する届出書			※整理番号		
	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒 電話() -		※連絡先電話番号	
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ) 代表者氏名				
代表者住所	〒					
事業種目			業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等			※整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期		
	代表者住所	〒		業 種 番 号		
	事業種目	業		整 理 簿		
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令(<input type="checkbox"/> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第18項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項)の規定により下記のとおり届け出ます。						
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等					
	納税地等					
	代表者氏名					
分割等の	年月日	年月日				
分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額 (その他参考となるべき事項)	売上金額	平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
	移転売上金額	平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
税 理 士 署 名 押 印 (印)						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	

30.06改正

(規格A4)

改正前

(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	分割等による売上金額の区分に関する届出書			※整理番号		
	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒 電話() -		※連絡先電話番号	
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ) 代表者氏名				
代表者住所	〒					
事業種目			業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等			※整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期		
	代表者住所	〒		業 種 番 号		
	事業種目	業		整 理 簿		
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令(<input type="checkbox"/> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第18項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項)の規定により下記のとおり届け出ます。						
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等					
	納税地等					
	代表者氏名					
分割等の	年月日	年月日				
分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額 (その他参考となるべき事項)	売上金額	平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
	移転売上金額	平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
		平成	:	:	円	
税 理 士 署 名 押 印 (印)						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	

29.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による売上金額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>租税特別措置法第42条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定の適用を受ける</u>単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は<u>同法第68条の9第1項、第3項若しくは第7項の規定の適用を受ける</u>連結法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第39条の39第15項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第19項若しくは第39条の39第18項又は旧第27条の4第20項若しくは旧第39条の39第19項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に、<u>単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 申請本文の $\left[\begin{array}{cc} \square \text{ 第27条の4第19項} & \square \text{ 旧第27条の4第20項} \\ \square \text{ 第39条の39第18項} & \square \text{ 旧第39条の39第19項} \end{array} \right]$ には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(6) 「分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。</p> <p>① 単体法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日</p>	<p>(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による売上金額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>法人である</u>単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第39条の39第15項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第19項若しくは第39条の39第18項又は旧第27条の4第20項若しくは旧第39条の39第19項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 申請本文の $\left[\begin{array}{cc} \square \text{ 第27条の4第19項} & \square \text{ 旧第27条の4第20項} \\ \square \text{ 第39条の39第19項} & \square \text{ 旧第39条の39第19項} \end{array} \right]$ には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(5) 「分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。</p> <p>① 単体法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p>を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」といいます。) 開始の日 (その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日) から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。) の租税特別措置法施行令第27条の4第19項に規定する<u>売上金額及び移転売上金額 (移転事業に係る売上金額をいいます。)</u></p> <p>② 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」といいます。) 開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日からその分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度 (その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」といいます。) 開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。) 租税特別措置法施行令第39条の39第18項に規定する<u>売上金額及び移転売上金額 (移転事業に係る売上金額をいいます。)</u></p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p>を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」といいます。) 開始の日 (その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日) から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。) の租税特別措置法施行令第27条の4第9項に規定する<u>試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)</u></p> <p>② 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」といいます。) 開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して3年前の日からその分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度 (その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」といいます。) 開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。) 租税特別措置法施行令第39条の39第8項に規定する<u>試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)</u></p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(195 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		納税地	〒	※整理番号	
平成 年 月 日		(フリガナ)	電話() -	※電話番号	
提出法人 単連 体結 法親 人法人	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名				
	代表者住所		〒		
事業種目				業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※	整理番号
	本店又は主たる事務所所在地	〒	(局 署)		部門
	(フリガナ)	代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒			業種番号
	事業種目		業		整理簿
適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書					
適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、					
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)			第66条第6項 第68条の84第6項	及び、措置法施行令	第39条の10第4項 第39条の109第5項
上記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分割等に	法人名等				
係る分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日					年 月 日
交 換 譲 渡 産	種	類			
	所	在	地		
	規	模			
交換					年 月 日
交 換 取 得 産	所	在	地		
	規	模			
減額した金額					円
添付明細(別表等)					
その他参考となるべき事項					
提出書類(証明書等)					
税理士署名押印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

30.06改正

(規格A4)

改 正 前

(194 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		納税地	〒	※整理番号	
平成 年 月 日		(フリガナ)	電話() -	※電話番号	
提出法人 単連 体結 法親 人法人	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名				
	代表者住所		〒		
事業種目				業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※	整理番号
	本店又は主たる事務所所在地	〒	(局 署)		部門
	(フリガナ)	代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒			業種番号
	事業種目		業		整理簿
適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書					
適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、					
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)			第66条第6項 第68条の84第6項	及び、措置法施行令	第39条の10第4項 第39条の109第5項
上記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分割等に	法人名等				
係る分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日					年 月 日
交 換 譲 渡 産	種	類			
	所	在	地		
	規	模			
交換					年 月 日
交 換 取 得 産	所	在	地		
	規	模			
減額した金額					円
添付明細(別表等)					
その他参考となるべき事項					
提出書類(証明書等)					
税理士署名押印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(195 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価格の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(194 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価格の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(196 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※課税ガマ簿番号	
届出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ) 法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	〒 代 表 者 住 所		
	事 業 種 目		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	※ 整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話() -	決 算 期
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号
	事 業 種 目	業	整 理 簿
※ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る 分割承継法人等		法 人 名 等	
		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日			
未 計 上 収 益 額		円	未 計 上 費 用 額
			円
(「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎)			
移 転 未 計 上 収 益 額		円	移 転 未 計 上 費 用 額
			円
(「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎)			
残 存 未 計 上 収 益 額		円	残 存 未 計 上 費 用 額
			円
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎)			
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

30.06

(規格A4)

改 正 前

(196 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="83 153 1353 184">(196 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p data-bbox="451 254 1080 331" style="text-align: center;">適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="92 407 1472 615">1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）（以下「改正法附則」といいます。）第 28 条第 3 項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号）（以下「改正令附則」といいます。）第 13 条第 6 項の規定の適用を受けることについて、同条第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="92 632 1451 659">2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="92 676 596 703">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="92 720 1472 793">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="92 810 1472 884">(2) 「連結子法人」欄には、改正令附則第 19 条第 5 項の規定により連結親法人が連結法人について届出書の提出を行う場合に、当該連結法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="92 900 1472 974">(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。</p> <p data-bbox="92 991 1472 1064">(4) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第 28 条第 2 項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1081 1472 1155">(5) 「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1171 1472 1245">(6) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1262 1472 1335">(7) 「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1352 1472 1425">(8) 「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1442 1472 1516">(9) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1533 1472 1694">(10) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうちに適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。</p> <p data-bbox="92 1711 1383 1738">(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="92 1755 531 1782">(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="92 1799 225 1827">4 留意事項</p> <p data-bbox="92 1843 427 1871">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="142 1887 1472 1988">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1510 153 2781 184">(196 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p data-bbox="1596 264 1688 291">(新 設)</p>

(199 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話 () -	※ 税務署 処理欄	署名	
	(フリガナ)			部門	
	法人名			決算期	
	法人番号			業種番号	
	(フリガナ)			入力	
	代表者氏名	④		備考	
	事業種目	業			
	資本金又は出資金の額	円			
発行済株式等の状況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり				

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地 (本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。)のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人 □ 関連法人

連結子法人適用開始年度: 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ()
---------	--	--	---	--

(規格A4)

(197 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話 () -	※ 税務署 処理欄	署名	
	(フリガナ)			部門	
	法人名			決算期	
	法人番号			業種番号	
	(フリガナ)			入力	
	代表者氏名	④		備考	
	事業種目	業			
	資本金又は出資金の額	円			
発行済株式等の状況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり				

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地 (本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。)のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人 □ 関連法人

連結子法人適用開始年度: 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ()
---------	--	--	---	--

(規格A4)

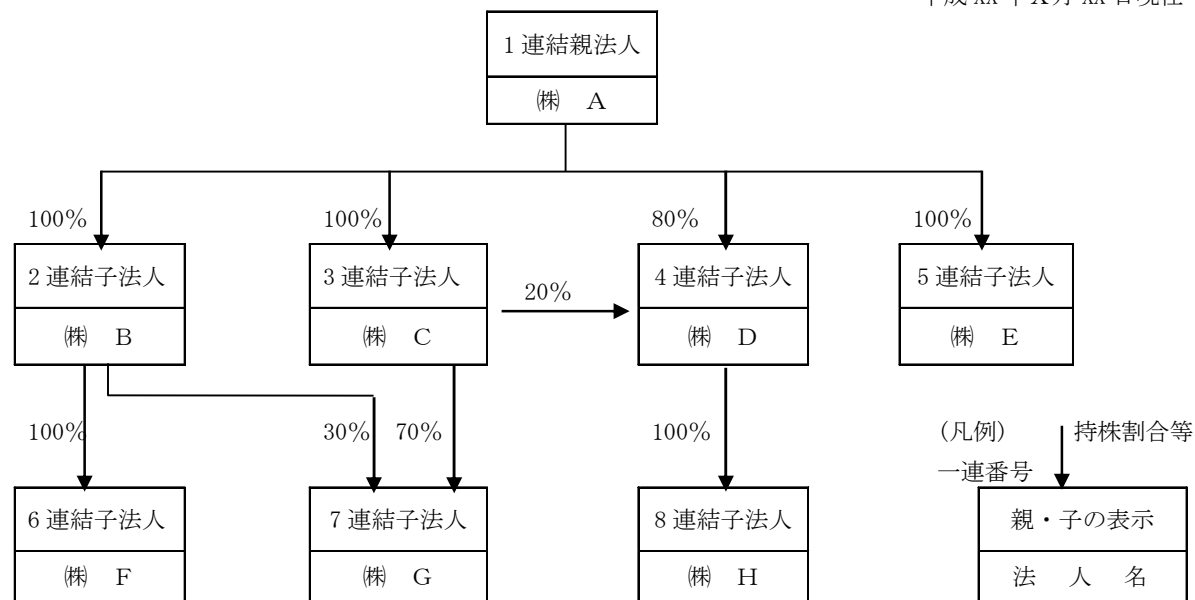
(199 連結納税の承認の申請書(次葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

平成 XX 年 X 月 XX 日現在



(注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 XX 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

平成30年改正前の法人税法施行令第14条の7第4項若しくは法人税法施行令第14条の7第3項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

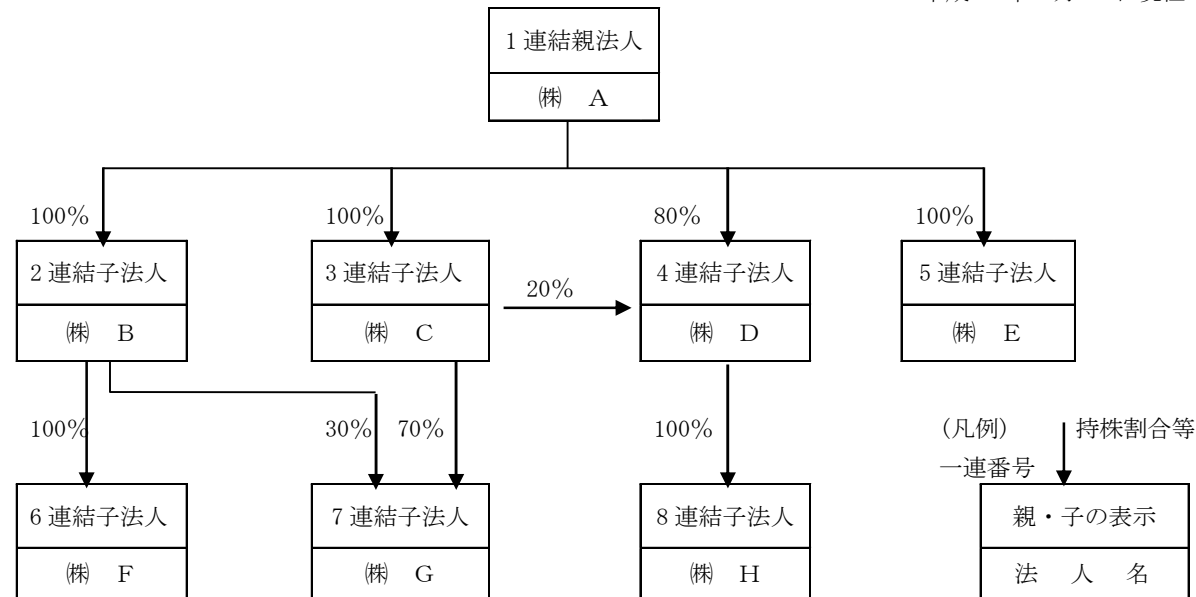
(197 連結納税の承認の申請書(次葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

平成 XX 年 X 月 XX 日現在



(注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 XX 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

法人税法施行令第14条の7第4項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

改 正 後

(202 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

※整理番号
※連結グループ整理番号

子

平成 年 月 日 税務署長 殿	連結子法人となる法人	納税地	〒
		(フリガナ)	電話 () -
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	㊦
		事業種目	業
		資本金又は出資金の額	円
発行済株式等の状況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり		

法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、旧法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日	平成 年 月 日	申請書を提出した税務署	税務署
連結子法人となる法人の事業年度	自 月 日 至 月 日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

連結子法人適用開始年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	時価評価法人等の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------	-----------------------	---------------	---

連結親法人となる法人	(フリガナ) 法人名	※税務署処理欄	署名
	納税地		〒
	(フリガナ) 代表者氏名		整理番号
	事業種目		業
	資本金又は出資金の額		円
	最初の連結事業年度		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

参考事項	添付書類	1 出資関係図 2 グループ一覧
------	------	---------------------

税理士署名押印 ㊦

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	備考
---------	----	-----	------	----	----	----

30.06改正

(規格A4)

改 正 前

(200 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

※整理番号
※連結グループ整理番号

子

平成 年 月 日 税務署長 殿	連結子法人となる法人	納税地	〒
		(フリガナ)	電話 () -
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	㊦
		事業種目	業
		資本金又は出資金の額	円
発行済株式等の状況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり		

法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日	平成 年 月 日	申請書を提出した税務署	税務署
連結子法人となる法人の事業年度	自 月 日 至 月 日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

連結子法人適用開始年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	時価評価法人等の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------	-----------------------	---------------	---

連結親法人となる法人	(フリガナ) 法人名	※税務署処理欄	署名
	納税地		〒
	(フリガナ) 代表者氏名		整理番号
	事業種目		業
	資本金又は出資金の額		円
	最初の連結事業年度		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

参考事項	添付書類	1 出資関係図 2 グループ一覧
------	------	---------------------

税理士署名押印 ㊦

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	備考
---------	----	-----	------	----	----	----

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(202 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の記載要領

この届出書は、平成 30 年改正前の法人税法施行令第 14 条の 7 第 1 項の規定により連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、連結納税の承認の申請書を提出した後、遅滞なく連結子法人となる法人が当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長に 1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

(注) 平成 31 年 4 月 1 日以後に連結納税の承認の申請書を提出した場合には、この届出書を提出する必要はありません。

2 添付書類

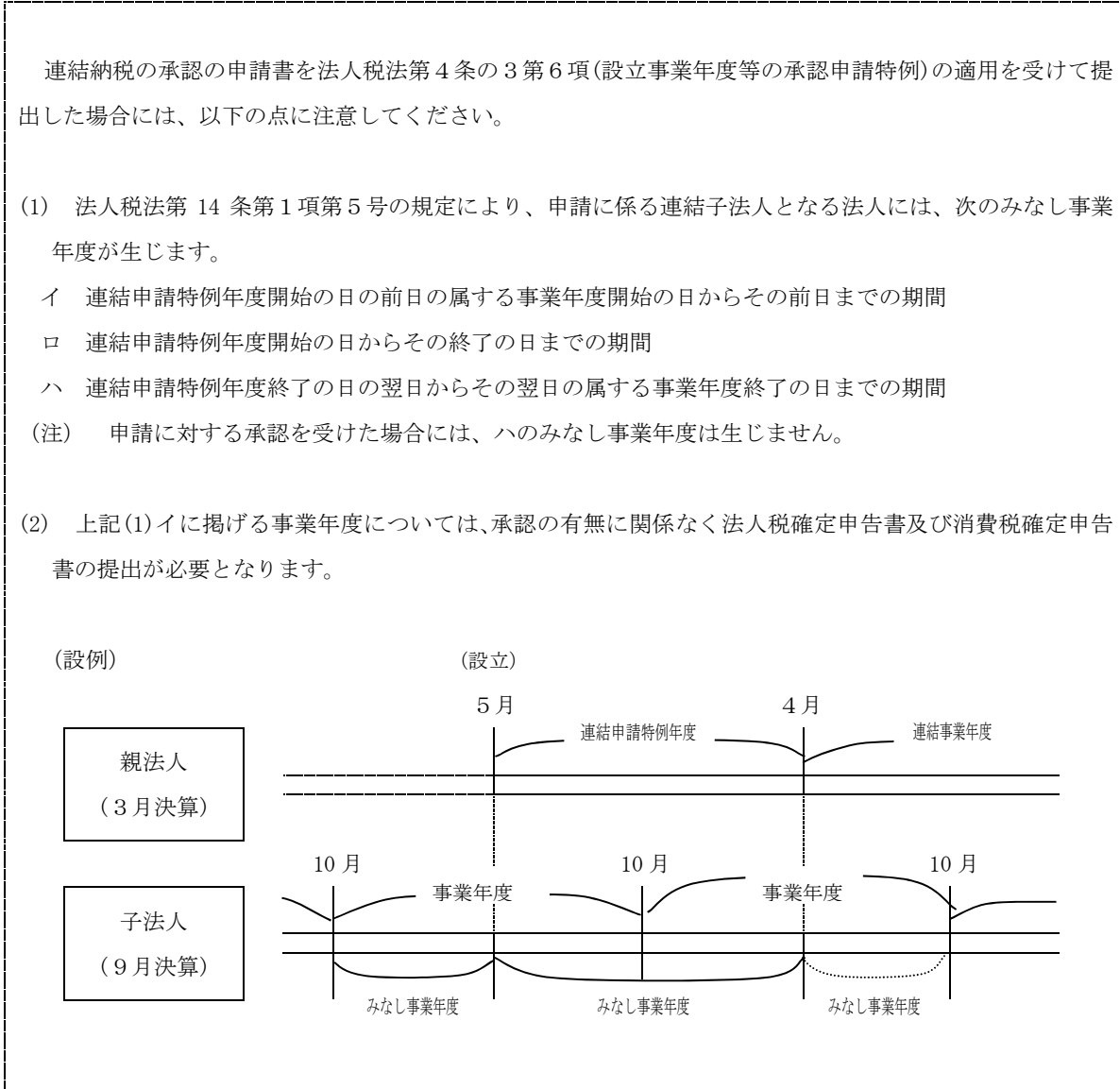
届出書の提出に当たっては、次の書類を各 1 通（連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

- (1) 出資関係図（連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）

(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 各欄は既に提出している「連結納税の承認の申請書」に準じて記載してください。
(2) 「連結子法人となる法人の事業年度」欄は、法人税法第 13 条第 1 項に規定する会計期間を記載してください。
(3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(4) 「※」欄は、記載しないでください。



改 正 前

(200 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法施行令第 14 条の 7 第 1 項の規定により連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、連結納税の承認の申請書を提出した後、遅滞なく連結子法人となる法人が当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長に 1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

2 添付書類

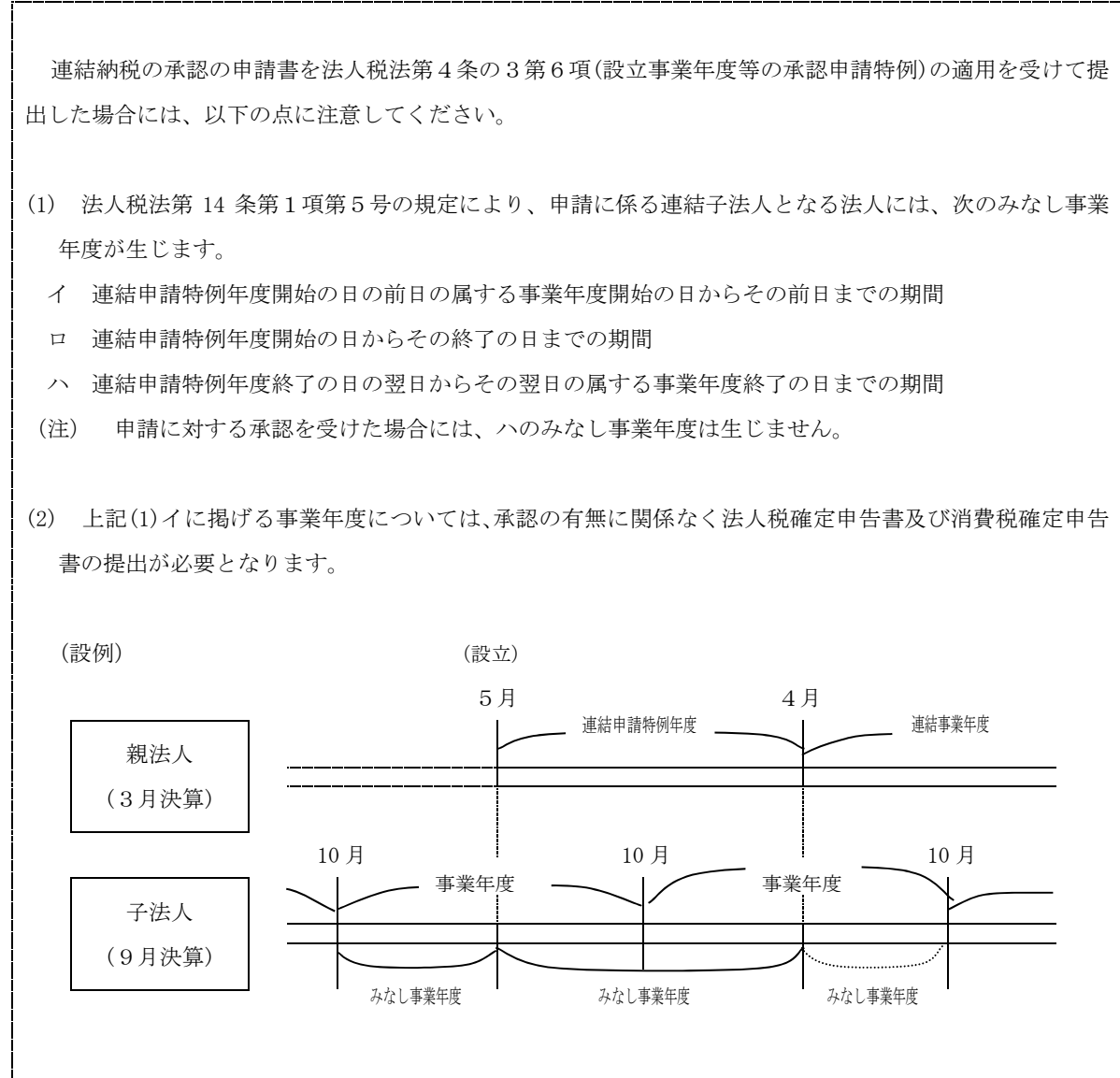
届出書の提出に当たっては、次の書類を各 1 通（連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

- (1) 出資関係図（連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）

(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 各欄は既に提出している「連結納税の承認の申請書」に準じて記載してください。
(2) 「連結子法人となる法人の事業年度」欄は、法人税法第 13 条第 1 項に規定する会計期間を記載してください。
(3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(4) 「※」欄は、記載しないでください。



改 正 後

(203 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載
した書類 (初葉)

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

加入

提出法人
納税地
法人名
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

- 法人税法施行令第14条の7第3項又は旧法人税法施行令第14条の7第4項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分
完全支配関係を有することとなった日(加入日)
連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合

完全支配関係の相手方
法人名
納税地
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

税理士署名押印

Table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 入力, 備考, 通信日付印, 年月日, 適用状態, 1連結申請中, 2連結承認, 3取りやめ, 確認印

30.06改正

(規格A4)

改 正 前

(201 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉))

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (初葉)

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

加入

提出法人
納税地
法人名
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

- 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。

適用区分
完全支配関係
加入時期の特例

完全支配関係の相手方
法人名
納税地
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

- 1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地
3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書類の称
仕訳帳
現金出納帳
売上帳
仕入帳
総勘定元帳
売掛金元帳
買掛金元帳
棚卸表
貸借対照表
損益計算書
売上伝票
仕入伝票
振替伝票
見積書
注文書
契約書
納品書
請求書
領収書
()

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印

Table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 入力, 備考, 通信日付印, 年月日, 適用状態, 1連結申請中, 2連結承認, 3取りやめ, 確認印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(203 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>(1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3⑩、法令14の7③、旧法令14の7④)</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 (注)平成31年4月1日以後に完全支配関係を有することとなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後には、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長)</p> <p>◇提出部数：3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通))</p> <p>◇添付書類：① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の間において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法14②)</p> <p>◇提出法人：当該連結子法人となる法人</p> <p>◇提出期限：当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限</p> <p>◇提出先：当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：1通(当該連結子法人が調査課所管である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後には、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「完全支配関係を有することとなった日(加入日)」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。</p> <p>(5) 「加入日の前日の属する月次決算期間」及び「連結子法人適用開始年度」の各欄は、上記1(2)の連結納税への加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。 なお、提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人の連結納税への加入時期の特例の適用状況を記載してください。</p> <p>(6) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。</p> <p>(7) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(201 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>(1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3⑩)</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後には、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長)</p> <p>◇提出部数：3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通))</p> <p>◇添付書類：① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の間において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法14②)</p> <p>◇提出法人：当該連結子法人となる法人</p> <p>◇提出期限：当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限</p> <p>◇提出先：当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：1通(当該連結子法人が調査課所管である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題及び「適用区分」欄の該当する口にレ印を付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後には、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(3) 「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「完全支配関係を有することとなった日(加入日)」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。 (追加)</p> <p>(5) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。</p> <p>(6) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(7) 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(8) 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(204 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

法人名		加入
-----	--	----

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成 年 月 日

法人名 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	<input type="checkbox"/> 売上伝票	<input type="checkbox"/> 契約書
	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	<input type="checkbox"/> 納品書
	<input type="checkbox"/> 売上帳	<input type="checkbox"/> 棚卸表	<input type="checkbox"/> 振替伝票	<input type="checkbox"/> 請求書
	<input type="checkbox"/> 仕入帳	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 領収書
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> ()
帳票形態			記帳時期	

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

5 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項) 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(規格A4)

改正前

(202 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉))

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)

法人名		加入
-----	--	----

5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。

法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。

加入日の前日の属する: 初日平成 年 月 日 末日平成 年 月 日
月次決算期間

連結子法人適用開始年度: 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

6 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項) 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(規格A4)

改 正 後

(204 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉))

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類」の記載要領(2)

- 1 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。
- 2 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。

改 正 前

(202 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉))

「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2)

- 3 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

連結子法人となる法人が、法人税法第14条第2項に規定する加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。
なお、提出法人が連結親法人又は連結予定親法人の場合は、連結子法人となる法人の法人税法第14条第2項に規定する加入時期の特例の適用状況を記載してください。

改 正 後

(205 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

離脱

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	電話 () -
		法 人 名	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
事 業 種 目	業		
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円	

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人 又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が 生 じ た 日	

事由の発生の実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定 <input type="checkbox"/> その他 ()	当し 該 事 実 が 法 発 生 人	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 (法人名) <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (法人名)
---------	---	--	--

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の
主 要 株 主 等 の 状 況

付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	法 人 名		整 理 番 号
	納 税 地		部 門
	(フリガナ)		決 算 期
	代 表 者 氏 名		業 種 番 号
	事 業 種 目		業
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円	備 考

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
--------------	-----	-------	---------	-----	-----	---------	-----------------------------	-----

30.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

離脱

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	電話 () -
		法 人 名	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
事 業 種 目	業		
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円	

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人 又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が 生 じ た 日	

事由の発生の実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定 <input type="checkbox"/> その他 ()	当し 該 事 実 が 法 発 生 人	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 (法人名) <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (法人名)
---------	---	--	--

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の
主 要 株 主 等 の 状 況

付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	法 人 名		整 理 番 号
	納 税 地		部 門
	(フリガナ)		決 算 期
	代 表 者 氏 名		業 種 番 号
	事 業 種 目		業
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円	備 考

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
--------------	-----	-------	---------	-----	-----	---------	-----------------------------	-----

29.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(205 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第14条の9第2項又は平成30年改正前の法人税法施行令第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②一、旧令14の9②一）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人</p> <p style="text-align: center;">(注)平成31年4月1日以後に連結完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②二、旧令14の9②二）</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人</p> <p style="text-align: center;">(注)平成31年4月1日以後に完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令14の9②三）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人</p> <p>◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）</p> <p style="text-align: center;">(注)「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">(注)1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあつては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p>(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="text-align: center;">(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合) 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="text-align: center;">(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合) 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 「事由の発生の基因となった事実」欄</p> <p>イ 「事実」欄は該当する口にレ印を付すと同時に、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。</p> <p>ロ 「当該事実が発生した法人」欄は該当する口にレ印を付すと同時に、「連結子法人」又は「連結子法人となる法人」に該当する場合は、その法人名を記載してください。</p> <p>ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。</p>	<p>(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②一）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人</p> <p style="text-align: center;">◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="text-align: center;">◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p style="text-align: center;">◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②二）</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人</p> <p style="text-align: center;">◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="text-align: center;">◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p style="text-align: center;">◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令14の9②三）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人</p> <p>◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）</p> <p style="text-align: center;">(注)「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すと同時に、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">(注)1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあつては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p>(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="text-align: center;">(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合) 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="text-align: center;">(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合) 「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 「事由の発生の基因となった事実」欄</p> <p>イ 「事実」欄は該当する口にレ印を付すと同時に、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。</p> <p>ロ 「当該事実が発生した法人」欄は該当する口にレ印を付すと同時に、「連結子法人」又は「連結子法人となる法人」に該当する場合は、その法人名を記載してください。</p> <p>ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。</p>

改 正 後

(205 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3 (連結子法人等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。

- (3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
- (4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記 1 (3)による提出の場合には記載不要です。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3 (連結子法人等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。

- (3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
- (4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記 1 (3)による提出の場合には記載不要です。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(213 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人)

個

Header form for document 213, including fields for date, address, business type, and company details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

送年以降 送付要否 () () 税理士法第30条の 書面提出有 () ()

平成 年 月 日

Main calculation table for document 213, with columns for tax amounts and rows for various tax items like individual income tax and corporate tax.

30.04

税理士 署名押印 ()

改 正 前

(211 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人)

個

Header form for document 211, including fields for date, address, business type, and company details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

送年以降 送付要否 () () 税理士法第30条の 書面提出有 () ()

平成 年 月 日

Main calculation table for document 211, with columns for tax amounts and rows for various tax items, similar to document 213.

29.04

税理士 署名押印 ()

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人特定医療法人を除く－である連結親法人の分... 平二十九・四一以後終了連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
<p>(213 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>㊦ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>㊦ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <p>(1) 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表</p> <p>(3) 勘定科目内訳明細書</p> <p>(4) 事業概況書</p> <p>(5) 組織再編成に係る契約書等の写し</p> <p>(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書</p>	<p>(211 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>㊦ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>㊦ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <p>(1) 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表</p> <p>(3) 勘定科目内訳明細書</p> <p>(4) 事業概況書</p> <p>(5) 組織再編成に係る契約書等の写し</p> <p>(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書</p>

改 正 後

(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for document 215, including fields for date, tax authority, address, company name, and representative information.

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

送付要件 (要) (否) 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無)

平成 年 月 日

Main calculation table for document 215, containing 32 rows of tax-related data with columns for amount and description.

30.04

税理士 署名押印

改 正 前

(213 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for document 213, including fields for date, tax authority, address, company name, and representative information.

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

送付要件 (要) (否) 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無)

平成 年 月 日

Main calculation table for document 213, containing 32 rows of tax-related data with columns for amount and description.

29.04

税理士 署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分

改 正 後	改 正 前
<p>(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>㊦ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>㊦ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書 	<p>(213 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《<u>連結子法人の</u>個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>㊦ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>㊦ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(217 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

個

Header form for document 217, including fields for date, tax authority, location, business type, and company details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

平成 年 月 日

Main calculation table for document 217, showing tax amounts in thousands of yen across various categories like individual income, corporate tax, and land tax.

30.01

税理士署名押印

印

改 正 前

(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

個

Header form for document 215, including fields for date, tax authority, location, business type, and company details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

平成 年 月 日

Main calculation table for document 215, showing tax amounts in thousands of yen across various categories like individual income, corporate tax, and land tax.

29.01

税理士署名押印

印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分...平成二十九・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
<p>(217 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)</p> <p>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>⑥ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>⑥ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書 	<p>(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)</p> <p>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（<u>連結子法人の</u>個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>⑥ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>⑥ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改正後

(218 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	連 結 業 年 度	法人名	円
算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%)	1		円
加算調整額 (8)	2		
減算調整額 (13)	3	外	
連結地方法人税個別帰属額 (1) + (2) - (3)	4	外	
加算調整額の計算			
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書(普通法人分)「9」×4.4%)	5		円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%)	6		
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%)	7		
加算調整額 (5) + (6) + (7)	8	外	
減算調整額の計算			
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「49」)	9		円
個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額 (別表十七(三の十二)「15」)	10		
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額	11	外	
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%)	12		
減算調整額 (9) + (10) + (11) + (12)	13	外	

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の届出書付表

改正前

(216 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	連 結 業 年 度	法人名	円
算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%)	1		円
加算調整額 (8)	2		
減算調整額 (12)	3	外	
連結地方法人税個別帰属額 (1) + (2) - (3)	4	外	
加算調整額の計算			
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書(普通法人分)「9」×4.4%)	5		円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%)	6		
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%)	7		
加算調整額 (5) + (6) + (7)	8	外	
減算調整額の計算			
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「49」)	9		円
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額	10	外	
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%)	11		
減算調整額 (9) + (10) + (11)	12	外	

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の届出書付表

改 正 後

(218 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

- この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25（個別帰属額等の届出）の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。
また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項（確定申告）の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。
- 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%）1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス（△）である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。
- 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じです。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「9」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。
なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。
- 「加算調整額8」の外書は、措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載し

ます。この場合において、「加算調整額2」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。

(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「8」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

5 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額11」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額

(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額

なお、「11」の外書の記載に当たっては、上記(1)及び(2)の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記(1)及び(2)の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

(注) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄（別表一の二(一)の「27」、別表一の二(二)の「22」又は別表一の二(三)の「25」）の外書の金額に4.4%を乗じた金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄（別表一の二(一)の「45」、別表一の二(二)の「34」又は別表一の二(三)の「39」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{別表一の二(一)の「45」} \\ \text{別表一の二(二)の「34」} \\ \text{別表一の二(三)の「39」} \end{array} \right] \text{の外書} \times \frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$$

改 正 前

(216 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

- この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。
また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項（確定申告）の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。
- 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%）1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス（△）である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。
- 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じ。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「9」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。
なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。
- 「加算調整額8」の外書は、租税特別措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額

を記載します。この場合において、「加算調整額2」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。

(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「8」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

5 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額

(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額

なお、「10」の外書の記載に当たっては、上記(1)及び(2)の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記(1)及び(2)の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

(注) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄（別表一の二(一)の「26」、別表一の二(二)の「21」又は別表一の二(三)の「24」）の外書の金額に4.4%を乗じた金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄（別表一の二(一)の「43」、別表一の二(二)の「32」又は別表一の二(三)の「37」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{別表一の二(一)の「43」} \\ \text{別表一の二(二)の「32」} \\ \text{別表一の二(三)の「37」} \end{array} \right] \text{の外書} \times \frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$$

(220 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日前終了連結事業年度分))

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号 _____
※連結グループ整理番号 _____

納税地 〒 _____
電話() - _____

(フリガナ)
法人名等 _____

法人番号 _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____

代表者住所 〒 _____

事業種目 _____ 業

平成 年 月 日

税務署長殿

国税通則法第23条
法人税法第82条
地方税法第24条
租税特別措置法第68条の88
の規定に基づき 自平成 年 月 日〔連結事業年度の連結確定申告〕に係る
至平成 年 月 日〔課税事業年度の地方税法確定申告〕に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
		円	円
連 結 所 得	連結所得金額又は連結欠損金額	1	
	同 上 の 軽減税率適用連結所得金額	2	
法 人 税 額	その他の金額(1-2)	3	
	法 人 税 額	4	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	法人税額の特別控除額	5	
	差引法人税額(4-5)	6	
土 地 譲 渡 利 益 金	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7	
	課税土地譲渡利益金額	8	
連 結 留 保 金	同上に対する税額	9	
	課税連結留保金額	10	
使 途 秘 匿 金	同上に対する税額	11	
	課税用途秘匿金額	12	
法 人 税 額 計	同上に対する税額	13	
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	
控 除 税 額	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15	
	控 除 税 額	16	
差 引	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)	17	
	連結中間申告分の法人税額	18	
還 付 金 額	納付すべき法人税額	19	
	還 付 金 額	20	
課 税 標 準 法 人 税 額 の 計 算	翌期へ繰り越す連結欠損金	21	
	課税標準法人税額	22	
(22)に係る地方法人税額	基準法人税額	23	
	課税標準法人税額(22+23)	24	
(23)に係る地方法人税額	(22)に係る地方法人税額	25	
	(23)に係る地方法人税額	26	
所 得 地 方 法 人 税 額	所得地方法人税額(25+26)	27	
	外国税額の控除額	28	
差 引	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29	
	差引地方法人税額(27-28-29)	30	
還 付 金 額	中間申告分の地方法人税額	31	
	納付すべき地方法人税額	32	
		還 付 金 額	33

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類 _____

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号 _____

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 _____

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等 _____

税 理 士 署 名 押 印 _____

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

30.06改正 (平成30年4月1日前終了連結事業年度分)

(規格A4)

(218 更正の請求書(連結申告用))

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号 _____
※連結グループ整理番号 _____

納税地 〒 _____
電話() - _____

(フリガナ)
法人名等 _____

法人番号 _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____

代表者住所 〒 _____

事業種目 _____ 業

平成 年 月 日

税務署長殿

国税通則法第23条
法人税法第82条
地方税法第24条
租税特別措置法第68条の88
の規定に基づき 自平成 年 月 日〔連結事業年度の連結確定申告〕に係る
至平成 年 月 日〔課税事業年度の地方税法確定申告〕に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
		円	円
連 結 所 得	連結所得金額又は連結欠損金額	1	
	同 上 の 軽減税率適用連結所得金額	2	
法 人 税 額	その他の金額(1-2)	3	
	法 人 税 額	4	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	法人税額の特別控除額	5	
	差引法人税額(4-5)	6	
土 地 譲 渡 利 益 金	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7	
	課税土地譲渡利益金額	8	
連 結 留 保 金	同上に対する税額	9	
	課税連結留保金額	10	
使 途 秘 匿 金	同上に対する税額	11	
	課税用途秘匿金額	12	
法 人 税 額 計	同上に対する税額	13	
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	
控 除 税 額	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15	
	控 除 税 額	16	
差 引	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)	17	
	連結中間申告分の法人税額	18	
還 付 金 額	納付すべき法人税額	19	
	還 付 金 額	20	
課 税 標 準 法 人 税 額 の 計 算	翌期へ繰り越す連結欠損金	21	
	課税標準法人税額	22	
(22)に係る地方法人税額	基準法人税額	23	
	課税標準法人税額(22+23)	24	
(23)に係る地方法人税額	(22)に係る地方法人税額	25	
	(23)に係る地方法人税額	26	
所 得 地 方 法 人 税 額	所得地方法人税額(25+26)	27	
	外国税額の控除額	28	
差 引	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29	
	差引地方法人税額(27-28-29)	30	
還 付 金 額	中間申告分の地方法人税額	31	
	納付すべき地方法人税額	32	
		還 付 金 額	33

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類 _____

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号 _____

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 _____

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等 _____

税 理 士 署 名 押 印 _____

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

27.06改正 (規格A4)

改 正 後	改 正 前																				
(220 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))	(218 更正の請求書(連結申告用))																				
更正の請求書（連結申告用）の記載要領等	更正の請求書（連結申告用）の記載要領等																				
<p>1 この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p>	<p>1 この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第17項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 17 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 17 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内																				
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 17 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内																				
<p>(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります(純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。)</p> <p>2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります(純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。)</p> <p>2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>																				

(221 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※連結グループ整理番号
納税地	〒	電話 () -
(フリガナ)		
法人名等		
法人番号		
(フリガナ)		
代表者氏名		㊟
代表者住所	〒	
事業種目		業
国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日〔連結事業年度の連結確定申告〕に係る 至平成 年 月 日〔課税事業年度の地方法人税確定申告〕に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。		
記		
区 分	この請求前の金額	更正の請求金額
連 結 所 得	連結所得金額又は連結欠損金額 1 円	円
同 上 の 内 訳	軽減税率適用連結所得金額 2	
	その他の金額(1-2) 3	
法 人 税 額	法人税額 4	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	法人税額の特別控除額 5	
差 引 法 人 税 額 (4 - 5)	差引法人税額(4-5) 6	
連 結 納 税 の 承 認 を 取 消 さ れ た 場 合 等 に お け る 既 に 控 除 さ れ た 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 加 算 額	7	
土 地 譲 渡 利 益 金	課税土地譲渡利益金額 8	
同 上 に 対 す る 税 額	9	
連 結 留 保 金	課税連結留保金額 10	
同 上 に 対 す る 税 額	11	
使 途 秘 匿 金	使途秘匿金額 12	
同 上 に 対 す る 税 額	13	
法 人 税 額 計 (6 + 7 + 9 + 11 + 13)	14	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 及 び 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	15	
控 除 税 額	16	
差 引 連 結 所 得 に 対 す る 法 人 税 額 (14 - 15 - 16)	17	
連 結 中 間 申 告 分 の 法 人 税 額	18	
差 引	納付すべき法人税額 19	
還 付 金 額	20	
翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金	21	
地 方 法 人 税 額	課 税 標 準 基 準 法 人 連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	22
	法 人 税 額 税 額 課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	23
	の 計 算 課 税 標 準 法 人 税 額 (22 + 23)	24
	(22) に 係 る 地 方 法 人 税 額	25
	(23) に 係 る 地 方 法 人 税 額	26
	所 得 地 方 法 人 税 額 (25 + 26)	27
	外 国 税 額 の 控 除 額	28
	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 及 び 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	29
	差 引 地 方 法 人 税 額 (27 - 28 - 29)	30
	中 間 申 告 分 の 地 方 法 人 税 額	31
差 引	納付すべき地方法人税額 32	
還 付 金 額	33	
(更正の請求をする理由等)		
修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 協同・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等
選付を受けようとする金融機関等	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	

(221 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

(新設)

改 正 後

(221 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内

(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年(平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年)以内となります(純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。)

2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(221 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

納税地	
連親法人名	
代赅氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。
法人税額等の

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
リース特別控除取戻税額	4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5
	同上に対する税額	6
連結留保	課税連結留保金額	7
	同上に対する税額	8
使途秘匿金	使途秘匿金額	9
	同上に対する税額	10
法人税額計	11	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引連結所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
連結欠損繰戻し	還付金額	16
	減少する還付加算金	17
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	21
	繰越控除される法人税額	22
翌期へ繰り越す連結欠損金	23	

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細		
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円
	変更決定後の賦課決定額	
重加算税	賦課決定額	
	変更決定後の賦課決定額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

(新 設)

改正後

(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等 (郵便局を含む。) 又は当税務署へ納付 (注) してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法 (国税通則法第 60 条、第 61 条、第 118 条及び第 119 条)

$$\frac{\text{納付すべき本税の額 (注 1)} \times \text{延滞税の割合 (注 2)} \times \frac{\text{期間 (日数) (注 3)}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}}{365} = \text{延滞税の額 (注 4)}$$

- (注) 1 本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位 (1/1~12/31) で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「前年の 1 月 30 日の日本銀行が定める基準割引率 + 4 %」
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「14.6 %」
 - ② 平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・年「7.3 %」と「特例基準割合 (※) + 1 %」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後・・・年「14.6 %」と「特例基準割合 (※) + 7.3 %」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 % の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間 (日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に更正等があったとき (偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第 61 条第 1 項)
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合 (当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第 61 条第 2 項)
ただし、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 (国税通則法施行令第 25 条第 1 号)
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合 (国税通則法施行令第 25 条第 3 号)
- 4 延滞税の額が 1,000 円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第 81 条の 23 又は同法第 81 条の 24 の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から 1 年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1 年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら速慮なく当税務署にお問い合わせください。

改正前

(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))


(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長 (提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求 (法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え (以下「取消訴訟」といいます。) を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長 (提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求 (法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え (以下「取消訴訟」といいます。) を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 法務大臣) となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(223 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

(229 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日前終了連結事業年度分))

 <p>税務署受付印</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		<p>※整理番号</p>		
		<p>※連結グループ整理番号</p>		
<p>納 税 地</p> <p>〒</p> <p>電話() -</p>				
<p>(フリガナ)</p> <p>法 人 名</p>				
<p>法 人 番 号</p> <p>(フリガナ)</p>		<p>〒</p>		
<p>代 表 者 氏 名</p> <p>〒</p>		<p>業</p>		
<p>代 表 者 住 所</p>				
<p>事 業 種 目</p>				
<p>法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。</p> <p>記</p>				
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)			
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)			
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額 (3)			
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)			
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		00	
	仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)			
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
	差引法人税額 ((12)-(13)) (14)			
	還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)			
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
	<p>この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。</p> <p>1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類</p> <p>2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類</p> <p>3 租税特別措置法第68条の98第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し</p>			
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考
				通 信 日 付 印
				年 月 日
				確 認 印


30.06改正

(平成30年4月1日前終了連結事業年度分)

(規格A4)

改 正 前

(225 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 <p>税務署受付印</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		<p>※整理番号</p>		
		<p>※連結グループ整理番号</p>		
<p>納 税 地</p> <p>〒</p> <p>電話() -</p>				
<p>(フリガナ)</p> <p>法 人 名</p>				
<p>法 人 番 号</p> <p>(フリガナ)</p>		<p>〒</p>		
<p>代 表 者 氏 名</p> <p>〒</p>		<p>業</p>		
<p>代 表 者 住 所</p>				
<p>事 業 種 目</p>				
<p>法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。</p> <p>記</p>				
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)			
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)			
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額 (3)			
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)			
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		00	
	仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)			
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
	差引法人税額 ((12)-(13)) (14)			
	還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)			
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
	<p>この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。</p> <p>1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細</p> <p>2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細</p>			
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考
				通 信 日 付 印
				年 月 日
				確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(229 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 81 条の 31 第 1 項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第 81 条の 31 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した連結事業年度を除きます。)において生じた連結欠損金額については、次の①又は②の連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第 68 条の 98①)

① 連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額

イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii)法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)

ロ 協同組合等である連結親法人

② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額(設備廃棄等欠損金額)(租税特別措置法第 68 条の 98②)

イ 連結親法人(①に掲げる法人を除きます。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者(同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備(以下「対象設備」といいます。)が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画(以下「特定事業再編計画」といいます。)について同条第 1 項の認定を受けたものに限り、)であること。

ロ 平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。

ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人(租税特別措置法第 68 条の 33 並びに同条の規定に係る同法第 68 条の 40 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 68 条の 41 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。)が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業(農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。)の用に供されていたものにつき、ロに記載する連結事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画(同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの)に基づく設備廃棄等(当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。)を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。

(2) 法第 81 条の 31 第 3 項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散(適格合併による解散を除きます。)

ロ 更生手続の開始

ハ 再生手続開始の決定

2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、請求することができます。

3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)、提出してください。この場合、

改 正 前

(225 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 81 条の 31 第 1 項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第 81 条の 31 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した連結事業年度を除きます。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第 68 条の 98①)

イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii)法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)

ロ 協同組合等である連結親法人

(追 加)

(2) 法第 81 条の 31 第 3 項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散(適格合併による解散を除きます。)

ロ 更生手続の開始

ハ 再生手続開始の決定

2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、請求することができます。

3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)、提出してください。この場合、

改 正 後	改 正 前
<p>(229 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))</p> <p>還付所得連結事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第81条の31第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第81条の31第 3 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後 1 年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p><u>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1 (1) (注)②の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額（災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</u></p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>	<p>(225 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>還付所得連結事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第81条の31第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第81条の31第 3 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後 1 年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>

改 正 後

(229 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))

へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(5) 「還付金額(15)」欄には、 $((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(225 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(5) 「還付金額(15)」欄には、 $((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。


5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		※整理番号 <input type="text"/>	
		※連結グループ整理番号 <input type="text"/>	
納 税 地 〒 <input type="text"/>		電話() - <input type="text"/>	
(フリガナ) 法 人 名 <input type="text"/>		〒 <input type="text"/>	
法 人 番 号 〒 <input type="text"/>		〒 <input type="text"/>	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名 <input type="text"/>		〒 <input type="text"/>	
代 表 者 住 所 <input type="text"/>		〒 <input type="text"/>	
事 業 種 目 <input type="text"/>		〒 <input type="text"/>	
法人税法第 81 条の 31 の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額 (3)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	<input type="text"/>	00
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	控 除 税 額 (8)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
請 求 期 限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 - 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第 81 条の 31 第 3 項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第 68 条の 98 第 2 項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明書の写し			
税 理 士 署 名 押 印		<input type="text"/>	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後

(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 81 条の 31 第 1 項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第 81 条の 31 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した連結事業年度を除きます。)において生じた連結欠損金額については、次の①又は②の連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第 68 条の 98①)

① 連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額

イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの
(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)

ロ 協同組合等である連結親法人

② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額(設備廃棄等欠損金額)(租税特別措置法第 68 条の 98②)

イ 連結親法人(①に掲げる法人を除きます。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者(同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備(以下「対象設備」といいます。)が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画(以下「特定事業再編計画」といいます。)について同条第 1 項の認定を受けたものに限り)であること。

ロ 平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。

ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人(租税特別措置法第 68 条の 33 並びに同条の規定に係る同法第 68 条の 40 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 68 条の 41 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。)が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業(農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。)の用に供されていたものにつき、ロに記載する連結事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画(同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの)に基づく設備廃棄等(当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。)を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。

(2) 法第 81 条の 31 第 3 項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散(適格合併による解散を除きます。)

ロ 更生手続の開始

ハ 再生手続開始の決定

2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

改 正 前

(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p>(1) 法第81条の31第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書その提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第81条の31第 3 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 (連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額 (申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額) を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額 (申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額) を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項 (使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節 (連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻し</p>	<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p>により、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額 (1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>(新 設)</p>

(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了連結事業年度分))

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	Ⓜ
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

災 害 欠 損 連 結 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	(確 定 申 告 書) (中 間)	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
災害欠損 連結事業 年度の災害 損失欠損 金額	災 害 損 失 欠 損 金 額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連 結 所 得 金 額	(3)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額((3)-(4))	(5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	(6)	00	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得金額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控 除 税 額	(8)		
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	(9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
差引法人税額((12)-(13))	(14)			
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))	(15)			
請 求 期 限	平 成 年 月 日	連 結 確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	平 成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 言 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了連結事業年度分))

(新 設)

(規格A4)

改 正 後

(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了連結事業年度分))

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- 1 この還付請求書は、連結親法人が法人税法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。
 なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。
- 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。
- 3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に(仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。
 なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。
- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。
 - (2) 「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。
 また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。
 - (3) 「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄
 イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。
 ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。
 (注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。
 ロ 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。
 - (5) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
 ロ 「外国関係会社等に係る個別控除対象所得金額等相当額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る個別控除対象所得金額等相当額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。
 ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。
 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、

改 正 前

(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了連結事業年度分))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了連結事業年度分))</p> <p>これに含まれませんので注意してください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>	<p>(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日以後終了連結事業年度分))</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(262 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

税務署受付印

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

		整理番号	
平成 年 月 日	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電 話 () -	
	申請者の名称		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
代表者の氏名			㊟
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 ~ 月 日

租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので、
租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 2 項により申請します。

【現に行っている事業の概要】

1 本来業務

種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

2 附帯業務

種 類 又 は 事 業 名	実 施 場 所

【その他参考となるべき事項】

税理士署名押印 ㊟

税務署処理欄	部門	番号	入力	整理簿	備考
--------	----	----	----	-----	----

30.06 改正

改 正 前

(256 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

税務署受付印

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

		整理番号	
平成 年 月 日	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電 話 () -	
	申請者の名称		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
代表者の氏名			㊟
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 ~ 月 日

租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定医療法人としての承認を受けたい
ので申請します。

【現に行っている事業の概要】

【その他参考となるべき事項】

・設立時から現在に至るまでの経過概要

・その他の参考事項

税理士署名押印 ㊟

税務署処理欄	部門	番号	入力	整理簿	備考
--------	----	----	----	-----	----

27.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(262 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等</p> <p><u>この申請書は、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 2 項の規定に基づく特定医療法人の承認の申請を行う場合に使用してください。</u></p> <p>1 提出部数及び添付書類</p> <p><u>この申請書は、次に掲げる書類を添付して正本 1 通及び副本 2 通を納税地の所轄税務署に提出してください。</u></p> <p>(1) <u>申請者の医療施設等の明細表（申請書付表 1）</u> (2) <u>申請者の附帯業務等の明細表（申請書付表 2）</u> (3) <u>寄附行為又は定款の写し</u> (4) <u>申請時の直近に終了した事業年度に係る租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の証明書</u> <u>（注）申請書の正本には証明書の原本を、副本には証明書の写しを添付してください。</u> (5) <u>承認を満たす旨を説明する書類</u> (6) <u>役員等に関する明細表（書類付表 1）</u> (7) <u>特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表 2）</u></p> <p>2 留意事項</p> <p><u>過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消の日又は届出書を提出した日の翌日から 3 年を経過した日以後でなければ、申請することができません。</u></p> <p>3 記載要領</p> <p>(1) 「現に行っている事業の概要」欄は、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ <u>本来業務</u> <u>経営する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）について、施設の種類の、施設の名称及び所在地を記載してください。</u> <u>また、これらの施設の明細を申請書付表 1 「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。</u></p> <p>ロ <u>附帯業務</u> <u>医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務について、その業務の種類又は事業名及び実施場所を記載してください。</u></p> <p>(2) <u>名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。</u></p> <p>(3) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>	<p>(256 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等</p> <p>1 注意事項</p> <p>① <u>当該申請書及び添付書類は、正本及び副本 2 通を納税地の所轄税務署に提出してください。</u> ② <u>申請の際には、「申請書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。</u> ③ <u>過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消の日又は届出書を提出した日の翌日から 3 年を経過した日以後でなければ、申請することができません。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>2 記載要領</p> <p>① 「<u>現に行っている事業の概要</u>」欄には、<u>経営する医療施設の名称、所在地及び業務内容を記載してください。また、医療施設の明細を申請書付表「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。</u> ② 「<u>その他参考となるべき事項</u>」の「<u>設立時から現在に至るまでの経過概要</u>」欄には、<u>設立時から現在までの法人の沿革を記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。</u> ③ <u>名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」の「その他の参考事項」欄にその旨を記載してください。</u></p>

改 正 後

(263 申請者の医療施設等の明細表(申請書付表1))

(申請書付表1)

申請者： _____

申請者の医療施設等の明細表

1 施設の名称等

名 称	種 類	<input type="checkbox"/> 病 院	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設
所 在 地	管轄保健所名 又は所轄庁名	<input type="checkbox"/> 診療所	<input type="checkbox"/> 介護医療院

2 診療科目

科	科	科	科	科	科
科	科	科	科	科	科
科	科	科	科	科	科

3 敷地の面積

総面積	㎡	内 借地の面積	㎡	内 自地の面積	㎡	左の内 現物出資の土地	㎡
-----	---	---------	---	---------	---	----------------	---

4 建物の明細

区 分	構 造	総面積	自家・借家
		㎡	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家
		㎡	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家
		㎡	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家
		㎡	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家

5 患者収容定員等の明細

一 般	療 養	結 核	精 神	感 染 症	合 計
室	床	室	床	室	床

※ 介護老人保健施設又は介護医療院の場合

入 所 定 員	名	通 所 定 員	名
---------	---	---------	---

6 職種別従業員数の明細

職 種	医	歯	薬	診療放射線	歯	臨床検査	歯	看	助	栄	理	作	臨床工学	事	調	そ	計
	師	科	師	技	技	師	護	産	養	学	業	工	務	理	の		
人員																	
定 員																	
実 人員																	
内 特殊関係者																	

30.06 改正

改 正 前

(257 申請者の医療施設等の明細表(申請書付表))

(申請書付表)

申請者の医療施設等の明細表

病院(診療所)名： _____ 左の所在地： _____ 管轄保健所名： _____

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 敷地の面積

総面積	㎡	内 借地の 面積	㎡	内 自地の 面積	㎡	左の内 現物 出資の土地	㎡
-----	---	-------------	---	-------------	---	-----------------	---

3 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積	室 数
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	
		㎡			㎡	

4 患者収容定員の明細

一 般	結 核	精 神	感 染 症	合 計	
室	床	室	床	室	床

改正後

(263 申請者の医療施設等の明細表(申請書付表1))

(削除)

(削除)

改正前

(257 申請者の医療施設等の明細表(申請書付表))

5 主要医療機械器具の明細

品名	数量	単価	規格	用途	自用・借用	購入・寄附

6 職種別従業員数の明細

職種	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
人員																	
定員																	
実人員																	
内 特殊関係者																	

7 附属事業の明細

事業の区分	年間収入金額	年間経費額	差引利益(損失)額
	円	円	円
合計			

改 正 後	改 正 前
<p>(263 申請者の医療施設等の明細表(申請書付表1))</p> <p style="text-align: center;">「申請者の医療施設等の明細表」(申請書付表1)の記載要領</p> <p>1 各欄共通</p> <p>(1) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院について、それぞれの施設ごとに記載してください。</p> <p>(2) 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。</p> <p>2 「4 建物の明細」欄</p> <p>(1) 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、「本館」、「第1外来診療棟」、「第1病棟」など)を記載してください。</p> <p>(2) 「構造」欄には、その建物の構造の概要(例えば、「鉄筋コンクリート造3階建」、「木骨モルタル造2階建」など)を記載してください。</p> <p>(3) 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載してください。</p> <p>3 「5 患者収容定員等の明細」欄</p> <p>医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載してください。 <u>なお、介護老人保健施設又は介護医療院の場合には、入所定員及び通所定員を記載してください。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4 「6 職種別従業員数の明細」欄</p> <p>(1) 申請時の人数を記載してください。</p> <p>(2) 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員(以下「設立者等」といいます。)又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。 <u>なお、親族等の関係を有する者とは、次の者をいいます。</u></p> <p>イ 設立者等と親族関係にある者</p> <p>ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(削除)</p>	<p>(257 申請者の医療施設等の明細表(申請書付表))</p> <p style="text-align: center;">「申請者の医療施設等の明細表」(申請書付表)の記載要領</p> <p>1 各欄共通</p> <p>① 複数の病院(診療所)を有している場合には、それぞれごとに記載してください。</p> <p>② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。</p> <p>2 「3 建物の明細」欄</p> <p>① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、<u>本館、第1外来診療棟、第1病棟等</u>)を記載してください。</p> <p>② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、<u>鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等</u>)を記載してください。</p> <p>③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載してください。</p> <p>④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載してください。</p> <p>⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、<u>病室、診療室、手術室、調剤室、研究室、事務室、看護師宿舎等</u>)を記載してください。</p> <p>⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載してください。</p> <p>⑦ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載してください。</p> <p>3 「4 患者収容定員の明細」欄</p> <p>医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載してください。</p> <p>4 「5 主要医療機械器具の明細」欄</p> <p><u>医療機械器具のうち主要なものを記載してください。</u></p> <p>5 「6 職種別従業員数の明細」欄</p> <p>① 申請時の人数を記載してください。</p> <p>② 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員(以下「設立者等」といいます。)又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。 <u>なお、親族等とは、次の者をいいます。</u></p> <p>イ 設立者等と親族関係にある者</p> <p>ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>6 「7 附属事業の明細」欄</p> <p>① <u>附属事業には、寄附行為(又は定款)に記載されている附属事業のほか、売店等の附帯事業についても記載してください。</u></p> <p>② <u>前期の決算額により記載してください。</u></p>

改 正 後

(264 申請者の附帯業務等の明細表(申請書付表2))

申請者： _____

申請者の附帯業務等の明細表

業務の区分	年間収入金額	年間経費額	差引利益(損失)額
	円	円	円
合 計			

改 正 前

(264 申請者の附帯業務等の明細表(申請書付表2))

(新 設)

改 正 後

(264 申請者の附帯業務等の明細表(申請書付表2))

「申請者の附帯業務等の明細表」(申請書付表2)の記載要領

- (1) 寄附行為(又は定款)に記載されている附帯業務のほか、売店等の附随業務について、前期の決算額により記載してください。
- (2) 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

改 正 前

(264 申請者の附帯業務等の明細表(申請書付表2))

(新 設)

(265 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評議員	人	人	%
その他 ()	人	人	%

2 経理内容 (令 39 条の 25①三)

区 分	法人の特殊関係者に対する内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用及 び事業の運営		有 ・ 無

3 法令違反 (旧令 39 条の 25①五)

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
税務調査結果		有 ・ 無
その他公益に 反する事実		有 ・ 無

30.06 改正

(平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分)

(258 承認要件を満たす旨を説明する書類)

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評議員	人	人	%
その他 ()	人	人	%

2 経理内容 (令 39 条の 25①三)

区 分	法人の特殊関係者に対する内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

3 法令違反 (令 39 条の 25①五)

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
税務調査結果		有 ・ 無
その他公益に 反する事実		有 ・ 無

(266 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分))

(266 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分))

法人名: _____

(新 設)

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評 議 員	人	人	%
社 員	人	人	%

2 特殊関係者に対する特別の利益 (令 39 条の 25①三)

(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況

区 分	事 実 の 有 無	基 準 等	特別の 利益の 有 無
施 設 の 利 用	施設との貸与 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき貸与 (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 契約に基づき貸与 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき貸与 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	病院の利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 一般患者と同じ基準により利用料金を受領している <input type="checkbox"/> 福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	その他の施設の利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 一般利用者と同じ基準により利用料金を受領している <input type="checkbox"/> 福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
金 銭 の 貸 付 け	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき貸付け (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 契約に基づき貸付け <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき貸付け <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
資 産 の 譲 渡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき譲渡 (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 契約に基づき譲渡 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき譲渡 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
給 与 の 支 給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき支給 (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 契約に基づき支給 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき支給 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
役 員 等 の 選 任	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の規定に基づき社員総会又は理事会により選任 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
そ の 他 財 産 の 運 用 及 び 事 業 の 運 営	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき運用 (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 契約に基づき運用 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき運用 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(2) 特別の利益の内容

改 正 後

(266 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分))

3 経理の状況 (令 39 条の 25①五)

(1) 帳簿書類の備付け等

区 分	帳簿書類の種類	適否等
帳簿組織の状況	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	
	<input type="checkbox"/> 売上帳	
	<input type="checkbox"/> 仕入帳	
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	
	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	
	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	
	<input type="checkbox"/> 棚卸表	
	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	
	<input type="checkbox"/> 損益計算書	
	<input type="checkbox"/> 売上伝票	
	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	
	<input type="checkbox"/> 振替伝票	
	<input type="checkbox"/> 見積書	
	<input type="checkbox"/> 注文書	
	<input type="checkbox"/> 契約書	
	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 請求書	
	<input type="checkbox"/> 領収書	
	<input type="checkbox"/> ()	

(2) 費途不明金等の状況

区 分	事実の有無	具体的な内容
支出した金銭で費途が明らかでないもの その他不適正な経理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

4 法令違反等 (令 39 条の 25①六)

区 分	事実の有無	具体的な内容
法令違反	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
帳簿書類の隠蔽又は仮装	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
その他公益に反する事実	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

改 正 前

(266 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(266 承認要件を満たす旨を説明する書類（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

「承認要件を満たす旨を説明する書類」の記載要領

1 「1 運営組織」の各欄

- (1) 「役員等に関する明細表」（書類付表1）に記載した者の人数等を記載しますが、既に特定医療法人の承認を受けている医療法人が、各事業年度終了後に提出する書類（定期提出書類）として作成する場合には、「申請者の役員等に関する明細表」（書類付表1）に記載した者のうち、対象事業年度の終了の日に在任している者の人数等を記載してください。
- (2) 『最も人数の多い「親族等」のグループの人数』欄は、2人以上の親族等のグループがない場合には「0人」と記載してください。

2 「2 特殊関係者に対する特別の利益」の各欄

- (1) 「(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況」の各欄は、「特殊関係者の施設の利用等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

イ 施設の利用

(イ) 施設の貸与

- ① 特殊関係者に対する土地、建物等の資産の貸与状況（無償で使用させている場合を含みます。）を記載してください。
- ② 「基準等」欄は、施設の貸与基準について、該当するもの全てにチェックしてください。
なお、「規程に基づき貸与」にチェックした場合にはその規程の名称を、「その他」にチェックした場合にはその内容を括弧内に記載してください。
- ③ 「特別の利益の有無」欄は、特殊関係者に対する施設の貸与条件が他の職員に比して有利な条件となっている場合など、施設の貸与に際して、特殊関係者に根拠なく不相当な利益を与えている事実がある場合には「有」に、その他の場合には「無」にチェックしてください。

(ロ) 病院の利用

- ① 法人が経営する病院について、特殊関係者による利用状況を記載してください。
- ② 「基準等」欄は、特殊関係者に係る病院の利用料金について、該当する項目にチェックしてください。
なお、「その他」にチェックした場合には、その内容を括弧内に記載してください。
- ③ 「特別の利益の有無」欄は、特殊関係者に対する利用料金の補助が他の職員に比して有利な条件となっている場合など、病院の利用に際して、特殊関係者に根拠なく不相当な利益を与えている事実がある場合には「有」に、その他の場合には「無」にチェックしてください。

(ハ) その他施設の利用

上記以外の法人の施設について、特殊関係者による利用状況を上記(ロ)に準じて記載してください。

ロ 金銭の貸付け

特殊関係者に対する金銭の貸付けについて、上記(イ)に準じて記載してください。

ハ 資産の譲渡

特殊関係者に対する資産の譲渡について、上記(イ)に準じて記載してください。

ニ 給与の支給

特殊関係者に対する給与の支給について、上記(イ)に準じて記載してください。

改 正 前

(266 承認要件を満たす旨を説明する書類（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(266 承認要件を満たす旨を説明する書類（平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分））</p> <p>ホ 役員等の選任 理事、監事又は評議員等について、特殊関係者による選任の有無、選任基準等及び特別の利益の有無について、該当する項目をチェックしてください。</p> <p>ヘ その他財産の運用及び事業の運営 特殊関係者からの借用物件、借入金及び譲受資産等について、上記(イ)に準じて記載してください。</p> <p>(2) 「(2) 特別の利益の内容」欄には、「(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況」の「特別の利益の有無」欄で「有」にチェックしたものがあある場合に、その内容を記載してください。</p> <p>(3) 「特殊関係者」とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。 なお、「親族等の関係を有する者」とは次の者をいいます。</p> <p>イ 設立者等と親族関係にある者 ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>3 「3 経理の状況」の各欄</p> <p>(1) 「(1) 帳簿書類の備付け等」欄は、備付け・保存している帳簿書類について、該当するものを全てチェックするとともに、法人税法施行規則第 53 条から 59 条の規定に準じて行われているかについて、適否欄にチェックをしてください。 (注)「帳簿書類の種類」欄に掲げている帳簿書類と名称が異なる帳簿書類であっても、記載内容が類似しているものがあればチェックをしてください。</p> <p>(2) 「(2) 費途不明金等の状況」欄は、支出した金銭でその費途が明らかでないものその他不適正な経理の有無についてチェックするとともに、「有」にチェックをした場合には、その内容（勘定科目、支出年月日及び支出金額等）を記載してください。</p> <p>4 「4 法令違反等」の各欄</p> <p>(1) 「法令違反」欄には、法人に関して、医療に関する法令その他法令に違反する事実の有無についてチェックするとともに、「有」にチェックをした場合には、その内容を記載してください。</p> <p>(2) 「帳簿書類の隠蔽又は仮装」欄には、直近に受けた法人の税務調査における隠蔽又は仮装の事実の有無についてチェックするとともに、「有」にチェックをした場合にはその内容を記載してください。</p> <p>(3) 「その他公益に反する事実」欄には、公益に反する事実の有無についてチェックするとともに、「有」にチェックをした場合には、その内容を記載してください。</p>	<p>(266 承認要件を満たす旨を説明する書類（平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分））</p> <p>(新 設)</p>

(267 役員等に関する明細表(書類付表1) (平成30年4月1日以後開始事業年度分))

法人名: _____

役員等に関する明細表

1 理事に関する明細

	氏 名	住 所	親族等 の関係	設立者 との関係	就任年月日		職 業
					就任年月日	退任年月日	
1	理事長				.	.	
2					.	.	
3					.	.	
4					.	.	
5					.	.	
6					.	.	
7					.	.	
8					.	.	
9					.	.	
10					.	.	
11					.	.	
12					.	.	
13					.	.	
14					.	.	
15					.	.	

2 監事に関する明細

	氏 名	住 所	親族等 の関係	設立者 との関係	就任年月日		職 業
					就任年月日	退任年月日	
1					.	.	
2					.	.	
3					.	.	
4					.	.	
5					.	.	

(267 役員等に関する明細表(書類付表1) (平成30年4月1日以後開始事業年度分))

(新 設)

改正後

(267 役員等に関する明細表(書類付表1) (平成30年4月1日以後開始事業年度分))

3 評議員に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日	職業
					退任年月日	
1					・	
2					・	
3					・	
4					・	
5					・	
6					・	
7					・	
8					・	
9					・	
10					・	
11					・	
12					・	
13					・	
14					・	
15					・	
16					・	
17					・	
18					・	
19					・	
20					・	
21					・	
22					・	
23					・	
24					・	
25					・	
26					・	
27					・	
28					・	
29					・	
30					・	

改正前

(267 役員等に関する明細表(書類付表1) (平成30年4月1日以後開始事業年度分))

(新設)

改正後

(267 役員等に関する明細表(書類付表1) (平成30年4月1日以後開始事業年度分))

4 社員に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	入社年月日	職業
					退社年月日	
1					・	
2					・	
3					・	
4					・	
5					・	
6					・	
7					・	
8					・	
9					・	
10					・	
11					・	
12					・	
13					・	
14					・	
15					・	
16					・	
17					・	
18					・	
19					・	
20					・	

改正前

(267 役員等に関する明細表(書類付表1) (平成30年4月1日以後開始事業年度分))

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>(267 役員等に関する明細表(書類付表1)(平成30年4月1日以後開始事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">「役員等に関する明細表」(書類付表1)の記載要領</p> <p>(1) 理事、監事、評議員及び社員(以下「役員等」といいます。)について、次に掲げる作成目的に応じそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ 特定医療法人としての承認を受けるために作成する場合……申請時に就任している全ての役員等について記載してください。</p> <p>ロ 既に特定医療法人の承認を受けている医療法人が、各事業年度終了後に提出する書類(以下「定期提出書類」といいます。)として作成する場合……提出対象事業年度中に就任していた全ての役員等について記載してください。</p> <p>(2) 理事のうち、理事長等の役職がある者についてはその役職名を「氏名」欄の上段に記載してください。</p> <p>(3) 「親族等の関係」欄には、役員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨(例えば、「〇〇の配偶者」、「△△の使用人」等)を記載してください。</p> <p>なお、ここにいう「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。</p> <p>イ 親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ロ 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(4) 「設立者との関係」欄には、設立者と当該役員等との関係(例えば、「設立者本人」、「〇〇の長男」等)を記載してください。</p> <p>(5) 「就任年月日」欄及び「入社年月日」欄には、理事、監事若しくは評議員に就任した日付又は社員となった日付を記載してください。</p> <p>(6) 定期提出書類として作成する場合で、その提出対象事業年度中に理事、監事若しくは評議員を退任した者又は社員でなくなった者がいる場合には、「退任年月日」欄又は「退社年月日」欄にその日付を記載してください。</p> <p>(7) 「職業」欄には、当該法人における役職等及び当該法人以外の勤務先等の名称並びに役職等をできる限り具体的に(例えば「当法人〇〇病院院長」、「△△会社社長」、「□□事務所事務員」等)記載してください。</p>	<p>(267 役員等に関する明細表(書類付表1)(平成30年4月1日以後開始事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

(269 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2) (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

(書類付表 2)

申請者の経理等に関する明細表

1 法人の特殊関係者の施設の利用明細

区 分	特殊関係者の氏名	特殊の関係	内容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
病院の利用					
そ の 他					

2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

(260 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(書類付表 2)

申請者の経理等に関する明細表

1 法人の特殊関係者の施設の利用明細

区 分	特殊関係者の氏名	特殊の関係	内容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
病院の利用					
そ の 他					

2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

改 正 後

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

法人名： _____

(書類付表2)

特殊関係者の施設の利用等に関する明細表

1 特殊関係者の施設の利用明細

(1) 施設の貸与

貸与者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	貸与期間	利用料金 月額	利用料金 総額	特殊関係者以外 の職員との比較
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与

(2) 病院の利用

利用者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	利用年月日	利用料金 総額	補助金額	特殊関係者以外 の職員との比較
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用

改 正 前

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

(新 設)

改 正 後

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

(3) その他

利用者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	利用年月日	利用料金 総額	補助金額	特殊関係者以外 の職員との比較
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用

2 特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名 (特殊関係者の区分)	貸付金 現在高	貸付当初 の元本	貸付当初の 年月日	利率	年間 受取利息	担保の 種類及び数量
()						
()						
()						
()						
()						

3 特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名 (特殊関係者の区分)	譲渡資産 の種類	地目、構造、規格等	面積 数量	譲渡年月日	譲渡価額	備考
()						
()						
()						
()						
()						

改 正 前

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

(新 設)

改 正 後

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分）)

4 特殊関係者に対する給与等の支給状況

(1) 給与等の支給

特殊関係者の氏名 (特殊関係者の区分)	職務内容	生年月日	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	給与等 月額	給与等 支給総額
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		

(2) 退職金の支給

特殊関係者の氏名 (特殊関係者の区分)	職務内容	生年月日	退職年月日	常勤又は 非常勤の別	勤続年数	退職金 支給金額
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		
()				<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤		

改 正 前

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分）)

(新 設)

改 正 後

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

5 その他

(1) 特殊関係者からの借用物件の明細

貸主の氏名 (特殊関係者の区分)	物件名	地目、構造、規格等	面積 数量	用途	借用 年月日	借用 期間	年間 賃借料	備考
()								
()								
()								
()								
()								

(2) 特殊関係者からの借入金の明細

債権者の氏名 (特殊関係者の区分)	借入金 現在高	借入当初 の元本	借入当初の 年月日	利率	年間 支払利息	担保の 種類及び数量
()						
()						
()						
()						
()						

(3) 特殊関係者からの譲受資産の明細

譲受先の氏名 (特殊関係者の区分)	譲受資産 の種類	地目、構造、規格等	面積 数量	譲受年月日	譲受価額	備考
()						
()						
()						
()						
()						

改 正 前

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

(新 設)

改 正 後

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

(4) 特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細

特殊関係者の氏名 (特殊関係者の区分)	法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細					
	法人名	所在地	代表者名	取引内容	年間取引金額	役職等
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						

(5) その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者の氏名 (特殊関係者の区分)	具体的な内容
()	
()	
()	
()	
()	

改 正 前

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">「特殊関係者の施設の利用等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領</p> <p>1 各欄共通</p> <p>(1) この明細表は、次の作成目的に応じてそれぞれ次に掲げる期間（以下「記載対象期間」といいます。）の内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定医療法人としての承認を受けるために作成する場合……3期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間 ロ 既に特定医療法人の承認を受けている医療法人が、各事業年度終了後に提出する書類（以下「定期提出書類」といいます。）として作成する場合……提出対象事業年度開始の日から終了の日までの期間 <p>(2) 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。</p> <p>なお、「親族等の関係を有する者」とは、次に掲げる者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 設立者等と親族関係にある者 ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの <p>(注) この明細表の作成時点では特殊関係者に該当しない場合であっても、記載対象期間中に特殊関係者であった者については、この明細表の記載対象になります。</p> <p>(3) 特殊関係者の区分を記載する欄には、次の特殊関係者の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 設立者……「設立者」 ロ 理 事……「理事長」、「常務理事」、「理事」等 ハ 監 事……「監事」 ニ 評議員……「評議員」 ホ 社 員……「社員」 へ 設立者等の親族等……「設立者〇〇の長男」、「理事長〇〇の配偶者」、「理事〇〇の従弟」等 <p>(4) 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。</p> <p>2 「1 特殊関係者の施設の利用明細」</p> <p>(1) 「(1) 施設の貸与」の各欄は、特殊関係者に対して、法人の土地、建物等の資産を貸与（無償で使用させている場合を含みます。）している場合に、次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 「貸与者の氏名」欄には、貸与している特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。 ロ 「内容」欄には、その貸与資産の内容（例えば、「社宅として建物を貸与」、「駐車場用の土地を貸与」等）を記載してください。 ハ 「貸与期間」欄には、記載対象期間における貸与期間を記載してください。 ニ 「利用料金月額」欄には、契約等で定めている利用料金の月額を記載しますが、利用料金を年額等で定めている場合には「年〇〇〇円」等と記載してください。 	<p>(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p>ホ 「利用料金総額」欄には、記載対象期間中に受領した利用料金の合計額を記載してください。</p> <p>へ 「特殊関係者以外の職員との比較」欄は、その特殊関係者に対する施設の貸与が特殊関係者以外の職員と同じ基準で行われているか否かについて、該当する項目をチェックしてください。</p> <p>(2) 「(2) 病院の利用」の各欄は、特殊関係者に対して、病院等において診療等を行っている場合に、次のとおり記載してください。</p> <p>ただし、一般の利用者と同じ基準で利用料金を受領している場合には記載する必要はありません。</p> <p>イ 「利用者の氏名」欄には、病院を利用した特殊関係者の氏名を記載するとともに、その者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。</p> <p>ロ 「内容」欄には、病院の利用状況（例えば、「外来による診療」、「入院による診療」等）を記載してください。</p> <p>ハ 「利用料金総額」欄には、記載対象期間に利用者から受領した利用料金の合計額を記載してください。</p> <p>ニ 「補助金額」欄には、福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている場合に、記載対象期間中の補助金額の合計額を記載してください。</p> <p>ホ 「特殊関係者以外の職員との比較」欄は、その特殊関係者に係る病院の利用が特殊関係者以外の職員と同じ基準で行われているか否かについて、該当する項目をチェックしてください。</p> <p>(3) 「(3) その他」の各欄は、特殊関係者に対して、上記以外に法人の施設を利用させている場合に、「(2) 病院の利用」の各欄の記載要領に準じて記載してください。</p> <p>3 「2 特殊関係者に対する貸付金の明細」</p> <p>(1) 特殊関係者に対する貸付金がある場合に、その内容を貸付先ごとに記載してください。</p> <p>(2) 「貸付先の氏名」欄には、貸付先の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。</p> <p>(3) 「貸付金現在高」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度終了の日又は定期提出書類提出対象事業年度終了の日の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「貸付当初の元本」欄には、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「年間受取利息」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度又は定期提出書類提出対象事業年度の受取利息の合計額を記載してください。</p> <p>4 「3 特殊関係者に対する譲渡資産の明細」</p> <p>(1) 特殊関係者に対して、法人の土地、建物又は医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載してください。</p> <p>(2) 「譲渡先の氏名」欄には、譲渡先の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。</p> <p>5 「4 特殊関係者に対する給与等の支給状況」</p> <p>(1) 「(1) 給与等の支給」の各欄は、特殊関係者に対して、従業員としての給与や役員給与の支給がある場合に、次のとおり記載してください。</p> <p>イ 「特殊関係者の氏名」欄には、給与等の受給者である特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。</p> <p>ロ 「職務内容」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度終了の日又は定期提出書類提出対象事業年度終了の日において、担当している職務の内容（例えば、「院長」、「副院長」、「内科部長」、「事務長」等）を記載してください。</p>	<p>(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p>ハ この明細書の作成時点で退職している者又は退任や分掌変更等により特殊関係者でなくなっている者については、「就職年月日」欄の下段に括弧書きで退職年月日又は特殊関係者でなくなった日を記載してください。</p> <p>ニ 「給与月額」欄には、記載対象期間中、最後に給与を支給した月の給与の金額を記載してください。</p> <p>ホ 「給与支給総額」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度（既に退職している者等については退職日等の属する事業年度）又は定期提出書類提出対象事業年度において支給した給与等の総額を記載してください。</p> <p>(2) 「(2) 退職金の支給」の各欄は、特殊関係者に対して、退職金の支給がある場合に、次のとおり記載してください。</p> <p>イ 「特殊関係者の氏名」欄には、退職金の受給者である特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。</p> <p>ロ 「職務内容」欄には、退職前の職務の内容を記載してください。</p> <p>6 「5 その他」</p> <p>(1) 「(1) 特殊関係者からの借用物件の明細」の各欄は、特殊関係者から土地、建物、医療機械器具等の物件の貸与を受けている場合（無償で使用している場合を含みます。）に、次のとおり記載してください。</p> <p>イ 「貸主の氏名」欄には、貸主である特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。</p> <p>ロ 「物件名」欄には、貸与を受けている資産の内容を記載してください。</p> <p>ハ 「備考」欄には、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載してください。</p> <p>(2) 「(2) 特殊関係者からの借入金の明細」の各欄は、特殊関係者からの借入金がある場合に、「2 特殊関係者に対する貸付金の明細」の記載要領に準じて記載してください。</p> <p>(3) 「(3) 特殊関係者からの譲受資産の明細」の各欄は、特殊関係者から、土地、建物又は医療機械器具等の主要な資産の譲受けがある場合に、「3 特殊関係者に対する譲渡資産の明細」の記載要領に準じて記載してください。</p> <p>(4) 「(4) 特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細」の各欄は、法人の特殊関係者が役員等（従業員を含みます。）となっている他の法人がある場合に、次のとおり記載してください。</p> <p>イ 「特殊関係者の氏名」欄には、他の法人の役員等となっている特殊関係者の氏名を記載するとともに、括弧内にその者の特殊関係者の区分を上記1(3)のとおり記載してください。</p> <p>ロ 「取引内容」欄には、当該他の法人との取引の内容（例えば、「病院の清掃の委託」、「医療消耗品の購入」、「健康診断の受託」等）を記載してください。</p> <p>ハ 「年間取引金額」欄には、承認申請を行う事業年度の前事業年度又は定期提出書類提出対象事業年度における特殊関係者が役員等となっている他の法人との取引金額の総額を記載してください。</p> <p>ニ 「役職等」欄には、他の法人における当該特殊関係者の役職等（例えば、「会長」、「社長」、「取締役」等）を記載してください。</p> <p>(5) 「(5) その他財産の運用及び事業の運営」の各欄は、上記以外で他に財産の運用及び事業の運営に関し、法人の特殊関係者が利益を受けている場合に、その内容を記載してください。</p>	<p>(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(275 e-Taxによる申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

税務署受付印 e-Taxによる申告の特例に係る届出書 (法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	
	(フリガナ)		
	名称	電話() -	
	法人番号		
	(フリガナ)		
代表者氏名			㊟
代表者住所	〒		
		電話() -	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項 があるので届け出ます。			
適用開始事業年度等	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
該当条項	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第2項第 号 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第2項第 号 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第2項第 号 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第2項第 号	資本金又は出資金の額	円
		設立年月日等	平成 年 月 日
参考事項			
税理士署名押印	㊟		
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	入 力	名 簿
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

30.06

(規格A4)

改 正 前

(275 e-Taxによる申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税用及び地方消費税用))

(新 設)

改 正 後

(275 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

e - Tax による申告の特例に係る届出書 (法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用) の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項、地方法人税法第19条の2第1項又は消費税法第46条の2第1項に規定する電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等(以下「特定法人」といいます。)が、電子情報処理組織(以下「e-Tax」といいます。)を使用して中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書(以下「納税申告書」といいます。)及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

2 この届出書は、内国法人の資本金又は出資金の額(以下「資本金の額等」といいます。)が1億円を超えることとなった日から1月以内に、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。

なお、平成32(2020)年3月31日以前に設立された法人で、平成32(2020)年4月1日以後最初に開始する事業年度、連結事業年度、課税事業年度又は課税期間(以下「事業年度等」といいます。)において特定法人に該当する場合には、事業年度等開始の日から1月以内に提出してください。

ただし、次の(1)から(3)までに記載する法人等については、それぞれ次に掲げる日から2月以内に提出してください。

- (1) 新たに設立された次の法人等については、その設立の日
 - イ 設立の時にける資本金の額等が1億円を超える法人(法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項及び地方法人税法第19条の2第1項に係る届出(以下「法人税関係届出」といいます。)にあつては、公益法人等を除きます。)
 - ロ 相互会社
 - ハ 投資法人
 - ニ 特定目的会社
 - ホ 国又は地方公共団体の特別会計等(消費税第46条の2第1項に係る届出(以下「消費税関係届出」といいます。)のみ行う必要があります。)
- (2) 法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時にける資本金の額等が1億円を超える法人については、その開始した日
- (3) 法人税関係届出の場合で、公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた協同組合等の協同組合等に該当することとなった時にける出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等については、その該当することとなった日

(注) 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「法人番号」欄には法人番号(13桁)を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。
- (2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項) には、該当する□にレ印を付してください。
---	------------------------
- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
- (4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

	特定法人の区分	記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時にける資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時にける資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
②	相互会社	2	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
③	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
④	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時にける資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日(資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等)を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(275 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税用及び地方消費税用))

(新 設)

改 正 後

(276 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用))

税務署受付印

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書
(法人税・消費税用)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日	納税地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	名称	
	法人番号	
税務署長殿	(フリガナ)	
	代表者氏名	㊟
	代表者住所	〒
		電話() -

法人税法第75条の4第1項
 法人税法第81条の24の3第1項
 消費税法第46条の3第1項

に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。

申請内容	申請の特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	平成 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類	

法人税法第75条の4第8項
 法人税法第81条の24の3第2項
 消費税法第46条の3第8項

の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	平成 年 月 日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由	

その他の参考事項

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部門		決算期		業種 番号		番号		入力		名簿		通信 日付印		年月日		確認 印
-------------	----	--	-----	--	----------	--	----	--	----	--	----	--	-----------	--	-----	--	---------

(規格A4)

改 正 前

(276 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用))

(新 設)

改 正 後	改 正 前				
<p>(276 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用))</p> <p style="text-align: center;">e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 (法人税・消費税用) 及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用) の記載要領等</p> <p>1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。</p> <p>(1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の4第1項、同法第81条の24の3第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合 <small>なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の3の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。</small></p> <p>(2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合</p> <p>2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 <small>なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。</small></p> <p>(注) この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第7号）。</p> <p>3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。</p> <p>(2) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項 </td> <td style="padding: 0 5px;">) には、該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table></p> <p>(3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。</p> <p>(5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。</p> <p>(7) 届出本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項 </td> <td style="padding: 0 5px;">) には、該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table></p> <p>(8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の4第4項、同法第81条の24の3第2項又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の4第5項、同法第81条の24の3第2項又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。</p> <p>(9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この申請書及び届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項) には、該当する□にレ印を付してください。	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項) には、該当する□にレ印を付してください。	<p>(276 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用))</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項) には、該当する□にレ印を付してください。				
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項) には、該当する□にレ印を付してください。				

改正後

(287 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号

平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

平成 年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する源泉徴
 第 203 条の 5 第 5 項

収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知
します。

(規格 A 4)

改正前

(275 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号

平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

平成 年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する源泉徴
 第 203 条の 5 第 4 項

収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知
します。

(規格 A 4)

改正後

(288 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

年 月 日に提出された所得税法 第198条第2項
 第203条第4項 に規定する源泉徴収
 第203条の5第5項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、以下の理由により承認しないこ

とを決定しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(276 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

年 月 日に提出された所得税法 第198条第2項
 第203条第4項 に規定する源泉徴収
 第203条の5第4項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、以下の理由により承認しないこ

とを決定しましたから通知します。

(処分の理由)

改正後

(289 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長

印

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

年 月 日に承認した所得税法

- 第198条第2項
 - 第203条第4項
 - 第203条の5第5項
- に規定する源泉徴収

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

- 電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと
- 電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと
- 電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと
- その他 ()

改正前

(277 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長

印

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

年 月 日に承認した所得税法

- 第198条第2項
 - 第203条第4項
 - 第203条の5第4項
- に規定する源泉徴収

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

- 電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと
- 電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと
- 電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと
- その他 ()

改 正 後

(409 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)



税務署長殿

- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

1 申請者に関する事項		提出年月日	平成	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日
申請者氏名	㊟	整理番号				
申請者の住所	〒 -		電話 - -			
租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は同法37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。						
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ()					

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称			
営業所所在地	〒 -	確認者印	
	電話 - -		
(フリガナ)		営業所の 受理日付印	○
営業所長氏名	㊟		
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
			

30.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(397 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)



税務署長殿

- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

1 申請者に関する事項		提出年月日	平成	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日
申請者氏名	㊟	整理番号				
申請者の住所	〒 -		電話 - -			
租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は同法37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。						
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ()					
非課税適用確認のみの記載項目	該当する勘定 設定期間の区分	<input type="checkbox"/> 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間 <input type="checkbox"/> 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間 <input type="checkbox"/> 平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間				
	基準日	平成 年 月 日				
	申請者の基準日における国内の住所					

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称			
営業所所在地	〒 -	確認者印	
	電話 - -		
(フリガナ)		営業所の 受理日付印	○
営業所長氏名	㊟		
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
			

29.09 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(409 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第24項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第24項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第24項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第24項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(397 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

① 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

② 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第22項又は同令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13第22項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

4 「該当する勘定設定期間の区分」欄は、紛失確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間のチェック欄□にチェックを付してください（非課税適用確認書の場合のみ）。

5 「基準日」欄には、「該当する勘定設定期間の区分」欄で「平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間」をチェックした場合に限り、次表の「基準日」欄に掲げる日に国内に住所を有するときはその日を、その日に国内に住所等を有しないときはその日後最初に国内に住所等を有することとなった日を記載してください（非課税適用確認書の場合のみ）。

勘定設定期間	基準日
平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	平成25年1月1日

6 「申請者の基準日における国内の住所」欄には、「該当する勘定設定期間の区分」欄で「平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間」をチェックした場合に限り、「基準日」欄に記載した日における国内の住所を記載してください（非課税適用確認書の場合のみ）。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第22項又は同令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13第15項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(410 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

平成 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	平成 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災害等事由 ※ 該当する災害等事由の口にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号</u> 該当 (災害による家屋の損害)
	<input type="checkbox"/>	② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号</u> 該当 (医療費の合計額が200万円超)
	<input type="checkbox"/>	③ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号</u> 該当 (一定の寡婦又は寡夫に該当)
	<input type="checkbox"/>	④ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号</u> 該当 (特別障害者に該当)
	<input type="checkbox"/>	⑤ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号</u> 該当 (離職、事業廃止等)

災害等事由の生じた年月日	平成 年 月 日
災害等事由の詳細	別紙のとおり
その他参考となるべき事項	
添付書類の名称	

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※ 税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・							申出者への通知年月日	・
								通知書	所轄署への送付年月日	・

(規格 A 4)

30.06 改正

改正前

(398 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

平成 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	平成 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災害等事由 ※ 該当する災害等事由の口にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第1号</u> 該当 (災害による家屋の損害)
	<input type="checkbox"/>	② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号</u> 該当 (医療費の合計額が200万円超)
	<input type="checkbox"/>	③ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第3号</u> 該当 (一定の寡婦又は寡夫に該当)
	<input type="checkbox"/>	④ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第4号</u> 該当 (特別障害者に該当)
	<input type="checkbox"/>	⑤ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第5号</u> 該当 (離職、事業廃止等)

災害等事由の生じた年月日	平成 年 月 日
災害等事由の詳細	別紙のとおり
その他参考となるべき事項	
添付書類の名称	

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※ 税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・							申出者への通知年月日	・
								通知書	所轄署への送付年月日	・

(規格 A 4)

28.06 改正

改 正 後

(410 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1 災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

- (注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。
- 3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。
- 4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。
- (2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。
- (3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。
- (4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記(3)でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。
- (注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。
なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。
- (5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。
なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人〇〇〇〇」と記載してください。
- (6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区 分		添付書類の例示
共通		<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注)未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあつては、扶養者の住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
①	災害による家屋の損害	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の合計額が200万円超	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③	一定の寡婦又は寡夫に該当	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） 死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） 個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
- 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください）。

改 正 前

(398 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1 災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

- (注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。
- 3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。
- 4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。
- (2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。
- (3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。
- (4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記(3)でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。
- (注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。
なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。
- (5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。
なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人〇〇〇〇」と記載してください。
- (6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第5項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区 分		添付書類の例示
共通		<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注)未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあつては、扶養者の住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
①	災害による家屋の損害	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の合計額が200万円超	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③	一定の寡婦又は寡夫に該当	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） 死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） 個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
- 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください）。

改正後

(412 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所		第	号
		平成	年 月 日
氏名			殿

税務署長
財務事務官

㊟

未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから平成 年 月 日付でされた下記の未成年者口座管理契約に係る災害等
事由についての確認申出については、これを確認したので、その旨通知します。

記

- ・ 災害等事由の生じた日（平成 年 月 日）
- ・ 災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第 号該当）
- ・ 金融商品取引業者等の営業所の名称

（規格A4）

改正前

(400 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所		第	号
		平成	年 月 日
氏名			殿

税務署長
財務事務官

㊟

未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから平成 年 月 日付でされた下記の未成年者口座管理契約に係る災害等
事由についての確認申出については、これを確認したので、その旨通知します。

記

- ・ 災害等事由の生じた日（平成 年 月 日）
- ・ 災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第 号該当）
- ・ 金融商品取引業者等の営業所の名称

（規格A4）

改 正 後

(412 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の
確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができた旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
災害等事由の生じた日	未成年者口座管理契約に係る災害等事由が生じた年月日を記入する。
災 害 等 事 由 の 内 容	未成年者口座管理契約に係る災害等事由の内容（ <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 1 号から第 5 号</u> ）を記入する。
金 融 商 品 取 引 業 者 等 の 営 業 所 の 名 称	申出者が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。

改 正 前

(400 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の
確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができた旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
災害等事由の生じた日	未成年者口座管理契約に係る災害等事由が生じた年月日を記入する。
災 害 等 事 由 の 内 容	未成年者口座管理契約に係る災害等事由の内容（ <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 1 号から第 5 号</u> ）を記入する。
金 融 商 品 取 引 業 者 等 の 営 業 所 の 名 称	申出者が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。